

第5次
佐賀県障害者プラン
〔改訂版〕
(案)

目次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(障害者を取り巻く環境の変化等)・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の性格・位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 5 障害保健福祉圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第2章 佐賀県の現状

- 1 障害者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 身体障害者数の推移(身体障害者手帳所持者数)・・・・・・・・ 16
 - ①等級別
 - ②年齢階層別
 - ③障害種類別
 - (2) 知的障害者数の推移(療育手帳所持者数)・・・・・・・・ 19
 - ①障害程度別
 - ②年齢階層別
 - (3) 精神障害者数の推移(精神障害者保健福祉手帳所持者数)・・ 21
 - ①等級別
 - ②年齢階層別

第3章 基本理念

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第4章 施策の推進方向

I 地域で安心して暮らしている

- 1. 生活支援
 - (1) 相談支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

(2) 在宅サービス等の充実	28
(3) 障害児支援の充実	30
(4) サービスの質の向上等	32
(5) 人材の育成・確保	33
2. 保健・医療	
(1) 保健・医療の充実等	34
(2) 精神保健・医療の提供等	35
(3) 人材の育成・確保	38
(4) 難病に関する施策の推進	39
(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療	40
3. 生活環境	
(1) 住宅の確保	41
(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等	42
(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進	42
(4) 人にやさしいまちづくりの総合的な推進	43
4. 安全・安心	
(1) 防災対策の推進	45
(2) 災害からの復興	47
(3) 防犯対策の推進	47
(4) 消費者トラブルの未然防止と被害救済支援	48

II 地域で働き、生きる喜びを感じる

1. 雇用・就業	
(1) 障害者雇用の促進	49
(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進	51
(3) 総合的な就労支援	52
(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	53
(5) 福祉的就労の底上げ	53
(6) 経済的自立の支援	54
2. 文化芸術活動・スポーツ	
(1) 文化芸術活動の推進	55
(2) スポーツ等の推進	56
3. 情報アクセシビリティ	
(1) 情報通信等における情報アクセシビリティの向上	57
(2) 情報提供の充実等	57
(3) 意思疎通支援の充実	58

(4) 行政情報のアクセシビリティの向上	60
Ⅲ 地域で誰もが夢を語り合う共生社会	
1. 教育	
(1) 教育環境の整備	61
(2) インクルーシブ教育システムへの対応	63
(3) 障害者等の国際理解、国際交流の推進	64
2. 広報・啓発活動の推進	
(1) 広報・啓発活動の推進	65
(2) 障害及び障害者理解の促進	65
(3) ボランティア活動等の推進	66
3. 差別解消及び権利擁護等の推進	
(1) 障害を理由とする差別解消の推進	67
(2) 権利擁護の推進	68
(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	69
(4) 選挙等における配慮等	69
(5) 司法手続等における配慮等	70
関連成果指標	71

第5章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

1. 成果目標	
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	76
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	81
(3) 地域生活支援の充実	85
(4) 福祉施設から一般就労への移行	87
(5) 障害児支援の提供体制の整備等（難聴児支援計画）	92
(6) 相談支援体制の充実・強化	99
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	100
2. 障害福祉サービス等の見込み及びその確保のための方策等	
(1) 県全体の障害福祉サービス等の量の見込	105
(2) 障害保健福祉圏域ごとの課題と基盤整備促進	106
(3) 障害児支援の取組	111
(4) 見込量の確保のための方策	113
3. 障害福祉サービス等支援の従事者の確保及び質の向上	

(1) 障害福祉人材の確保・定着	114
(2) サービスの提供に係る人材の研修	114
(3) 人材の確保及び育成のための関係機関との連携体制	118
(4) 事業者に対する第三者の評価	118
(5) 障害福祉サービス等情報公表制度の活用	119
4. 地域生活支援事業等	
(1) 県地域生活支援事業	120
(2) 市町村地域生活支援事業	126
(3) 地域生活支援促進事業	128
(4) 協議会	131
用語解説	134

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

佐賀県では、平成5年に公布された障害者基本法の規定に基づき、平成6年に「佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画」を策定、平成10年にはその重点施策実施計画として施策の達成目標を定めた「佐賀県障害者プラン」を策定し、障害福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。

また、障害者総合支援法の規定に基づき、「佐賀県障害福祉計画」を、児童福祉法の規定に基づき、「佐賀県障害児福祉計画」を策定し、必要な障害福祉サービスや相談支援体制の計画的な整備を進めてきました。

令和2年度には、障害福祉計画及び障害児福祉計画との調和を保ち、総合的かつ計画的に施策を推進するため、それらの計画を含む一体的な計画として「第5次佐賀県障害者プラン」を策定し、各種施策に取り組んできました。

このたび、令和4年9月に国連で採択された障害者権利条約に関する日本政府に対する総括所見等を踏まえ、県民が障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会を目指し、「第5次佐賀県障害者プラン」の中間見直しを行うとともに、「第7期佐賀県障害福祉計画」及び「第3期佐賀県障害児福祉計画」を策定しました。

○佐賀県障害者プランの変遷

策定年度	計画名	計画期間
平成6年度	佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画	平成6年度～平成15年度（10年間）
平成10年度	佐賀県障害者プラン（重点実施計画）	平成10年度～平成15年度（6年間）
平成15年度	佐賀県新障害者プラン	平成16年度～平成25年度（10年間）
平成17年度	佐賀県障害福祉計画	平成18年度～平成20年度（3年間）
平成20年度	第2期佐賀県障害福祉計画	平成21年度～平成23年度（3年間）
平成23年度	第3期佐賀県障害福祉計画	平成24年度～平成26年度（3年間）
平成25年度	第3次佐賀県障害者プラン	平成26年度～平成30年度（5年間）
平成26年度	第4期佐賀県障害福祉計画	平成27年度～平成29年度（3年間）
平成29年度	第5期佐賀県障害福祉計画 第1期佐賀県障害児福祉計画	平成30年度～令和元年度（3年間）
令和元年度	第4次佐賀県障害者プラン	令和元年度～令和2年度（2年間）
令和2年度	第5次佐賀県障害者プラン 第6期佐賀県障害福祉計画 第2期佐賀県障害児福祉計画	令和3年度～令和8年度（6年間） 令和3年度～令和5年度（3年間）
令和5年度	第7期佐賀県障害福祉計画 第3期佐賀県障害児福祉計画	令和6年度～令和8年度（3年間） 令和6年度～令和8年度（3年間）

(障害者を取り巻く環境の変化等)

障害者基本法の改正

「障害者基本法」は障害者施策の基本となる事項を示した法律です。同法律は、平成 23 年に見直されました。改正により、すべての人が人権を持っているという考え方に基づいて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと」が明記されました。

障害者総合支援法の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲に難病等を加えるとともに個々のニーズに基づいた地域生活支援体制を整備するための見直しが行われ、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、名称も「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと改められ、平成 25 年 4 月に施行されました。

令和 4 年 12 月には、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、その他の規定の整備を行うとして、同法の一部を改正する法律が成立し、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成 23 年 6 月に成立し、障害者虐待の防止のための法整備が図られました。これにより、平成 24 年 10 月 1 日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設等の従事者及び使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課されました。

なお、虐待の防止や対応の窓口となる市町障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが設置されています。

障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の一部が令和元年6月に改正され、令和元年6月14日から、国や地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めることが明確化されるとともに、同年9月6日から、国や地方公共団体に障害者雇用推進者や障害者職業生活相談員を選任することが義務付けられました。

令和2年4月1日からは、障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れや継続雇用を支援する仕組が創設されました。

また、令和4年12月にも一部改正され、令和5年4月1日から、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されるとともに、令和6年4月1日から、短時間で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれました。

障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成24年6月に成立（平成25年4月1日施行）し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障害者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

また、国や独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努め、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

障害者差別解消法の施行

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

これは、障害者基本法第 4 条に基本原則として規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、行政機関や事業者による障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供などについて規定されています。

令和 3 年 5 月、障害者差別解消法が改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

障害者権利条約の批准

日本は平成 26 年 1 月 20 日に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。このことにより、我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が強化され、人権尊重についての国際協力が促進されることとなりました。

平成 28 年 6 月に提出した第 1 回政府報告に対する審査の結果、令和 4 年 9 月に国連で採択された総括所見では、日本に対してさまざまな勧告が行われました。今後はこの総括所見等も踏まえ、障害者施策の各分野における条約との整合性を一層高めつつ強力に進めていくことが求められています。

発達障害者支援法の施行

「発達障害者支援法」は、全ての発達障害者に社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域生活において他の人々と共生することを妨げられないことを基本理念として平成 17 年 4 月 1 日に施行されました。

さらに、切れ目のない支援を行うこと、家族なども含めたきめ細かな支援を行うこと及び地域の身近な場所で支援が受けられるよう配慮することを追加するため、同法の一部を改正する法律が平成 28 年 8 月 1 日に施行されました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」は、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、平成30年6月13日に施行されました。

この法律では、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」の施行

「県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会」の実現に向け、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を平成30年9月に施行しました。

この条例において、県民、地域コミュニティ、障害のある人がそれぞれの立場でできる配慮や支援をすることで、障害を理由とする差別の解消を進めていくこととしています。

令和5年10月、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を改正し、令和6年4月1日から施行します。

「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」の施行

手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図り、全ての県民が、聴覚障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生し、安心して暮らすことのできる地域社会（以下「聞こえの共生社会」という。）の実現に向け、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」を平成30年9月に施行しました。

手話言語の普及及び聴覚障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務、県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項などを規定しています。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション 施策推進法の施行

全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が令和4年5月25日に施行されました。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項が規定されています。

2 計画の性格・位置づけ

- ① 障害者プラン（都道府県障害者計画）は、障害者基本法第 11 条第 2 項に定める佐賀県の障害者計画であり、障害者の自立及び社会参加の支援等のため、施策推進の基本的な考え方や施策の方向及び達成すべき障害福祉サービス等の目標などを明らかにし、障害福祉施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。
- ② 障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 89 条に定める佐賀県の障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項で定める障害児福祉計画であり、3 年を 1 期として策定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する見込み量等を示すものです。

住民に最も身近な基礎的な自治体として市町においても、障害福祉計画及び障害児福祉計画が策定されているところであり、県計画は、市町の方針を尊重しつつ、市町の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう広域的な観点から支援・調整を行う役割を持っています。
- ③ 本障害者プランは、都道府県障害者計画の中に、第 7 期佐賀県障害福祉計画、第 3 期佐賀県障害児福祉計画を含めて一体的に作成しており、障害福祉サービス量等の見込み量については、市町の算定したものを集計して設定しています。
- ④ 本障害者プランは、佐賀県地域福祉計画、佐賀県保健医療計画、佐賀県介護保険事業支援計画（さがゴールドプラン 21）等と調和するよう策定しています。

3 計画の策定方法

この計画は、国が策定した「障害者基本計画（第5次）」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を基本として策定しています。

また、障害者や障害者支援団体、学識経験者等で構成する「佐賀県障害者施策推進協議会」での審議を経て策定しています。

4 計画期間

この計画の期間は、2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間とし、2023（令和5）年度に中間見直しを行いました。

（佐賀県障害福祉計画・佐賀県障害児福祉計画部分については、3年を1期として策定することとされています。）

5 障害保健福祉圏域

障害者施策推進については、県及び市町がそれぞれの役割に応じて障害福祉サービス等の提供を行います。市町の人口規模や地域の実情等に応じて、広域的な取組が必要なことから、障害保健福祉圏域を設定します。

障害保健福祉圏域については、保健・医療・福祉等の連携を勘案し、「佐賀県保健医療計画（第8次）」の二次保健医療圏、「さがゴールドプラン21（第9期）」の老人福祉圏域と同じ5圏域とします。

なお、この圏域は、社会情勢等の変化に対応して、適切な圏域となるよう適宜見直しを行います。

圏 域 名	区 域
中部障害保健福祉圏域	佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町
東部障害保健福祉圏域	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町
北部障害保健福祉圏域	唐津市、玄海町
西部障害保健福祉圏域	伊万里市、有田町
南部障害保健福祉圏域	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町



6 計画の推進

計画に掲げた施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法により計画の推進及び進行管理を行います。

1 各主体に期待される役割

この計画の推進に当たっては、県民、障害者支援団体、企業、市町、県が、それぞれの役割を担い、お互いに協働することが必要です。

また、障害を理由とする差別解消、権利擁護の推進に努めることが必要です。

(1) 県民の役割

障害者の積極的な社会活動を促進し、障害のあるなしにかかわらず地域社会の中でともに支え合う社会づくりが求められています。このため、県民一人一人が、それぞれの立場で、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

(2) 障害者支援団体の役割

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者やその家族等のニーズに基づいた支援活動、障害や障害者に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、自主的で積極的な活動をする必要があります。また、行政や企業との協働により、これらの活動を促進するとともに、各支援団体においても職員への障害や障害者に対する研修等を実施し、人材育成に取り組むことが必要です。

(3) 企業の役割

障害者が有する能力を正當に評価し、障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害者に適した職場環境の整備に努めることが必要です。

(4) 市町の役割

市町は、障害者にとって最も身近な自治体であることから、住民ニーズを的確に把握し、地域での生活を支えるための基礎的できめ細かなサービスの提供を行うことが必要です。このため、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供する体制の整備などを進めることが必要です。

また、単独の市町では実施困難な事業等については、障害保健福祉圏域内の市町間の連携などにより事業の推進に当たることが必要です。

(5) 県の役割と推進体制

① 県の役割

県は、広域的な立場から、障害保健福祉圏域間の調整、先導的施策の実施及び誘導、市町が行うことが困難な広域的な取組を行います。障害者、地域・住民、障害者支援団体、市町などと積極的に意見交換や協議を行うとともに協働により障害者施策を進めます。

また、地域のニーズにあった障害福祉サービスの推進やそのための財源確保を図るために国に対して政策提案を行います。

② 推進体制

(ア) 障害者支援団体や民間事業所との連携

県は、障害福祉をより良くするための多様な活動を積極的に行っている障害者支援団体や民間事業所と、日頃から意見交換を行うとともに、協働により一体となって施策を進めます。

(イ) 市町との連携

障害者が必要な障害福祉サービスを県内どこでも受けられるように、市町と連携を図り、施策の効果的な推進に努めます。

(ウ) 県庁内関係部局との連携

障害福祉施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にわたるため、関係部局が連携して取り組みます。

(エ) 自立支援協議会

地域全体で障害者を支える力を高める観点から、福祉団体、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者等のネットワークを構築し、強化します。

2 評価及び進行管理

「佐賀県障害者施策推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況の評価及び進行管理を行い、計画的に施策の推進を図ります。

第2章

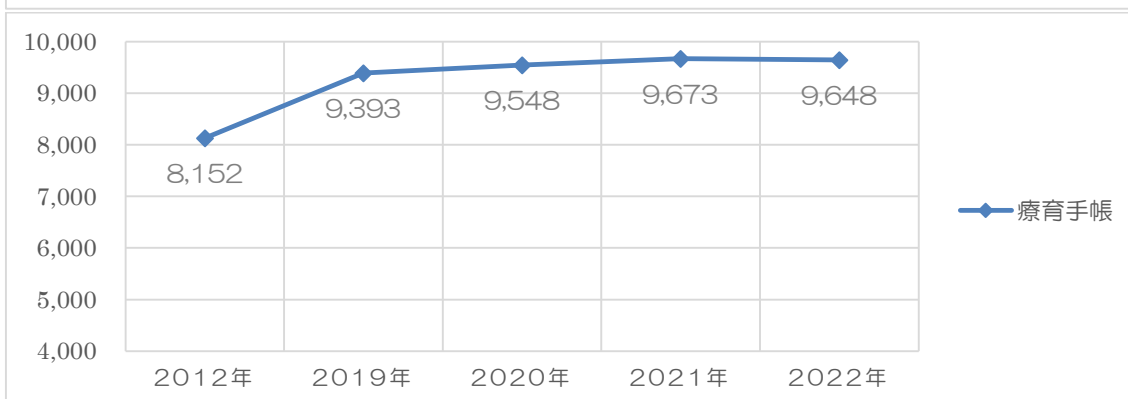
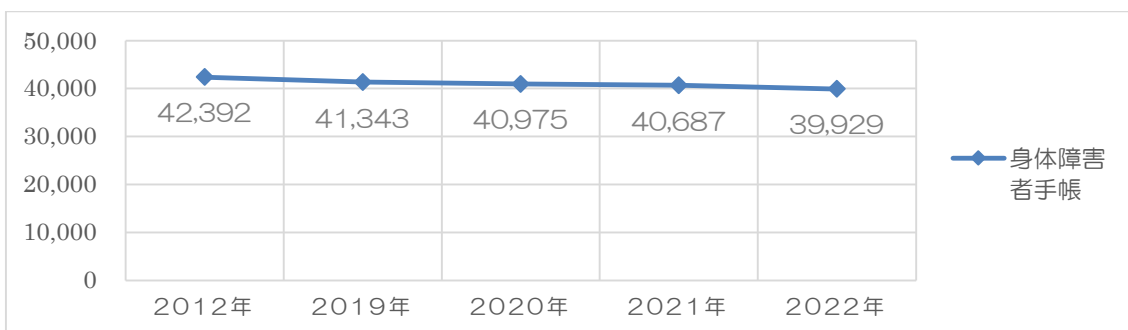
佐賀県の現状

1 障害者数の推移

○ 2022（令和4）年度末現在で、身体障害者手帳所持者数 39,929 人、療育手帳所持者数 9,894 人となっています。身体障害者数は、近年、減少傾向にあります。一方、知的障害者数は増加傾向にあります。

■ 県内の障害者手帳所持者数 (各年度末 単位：人)

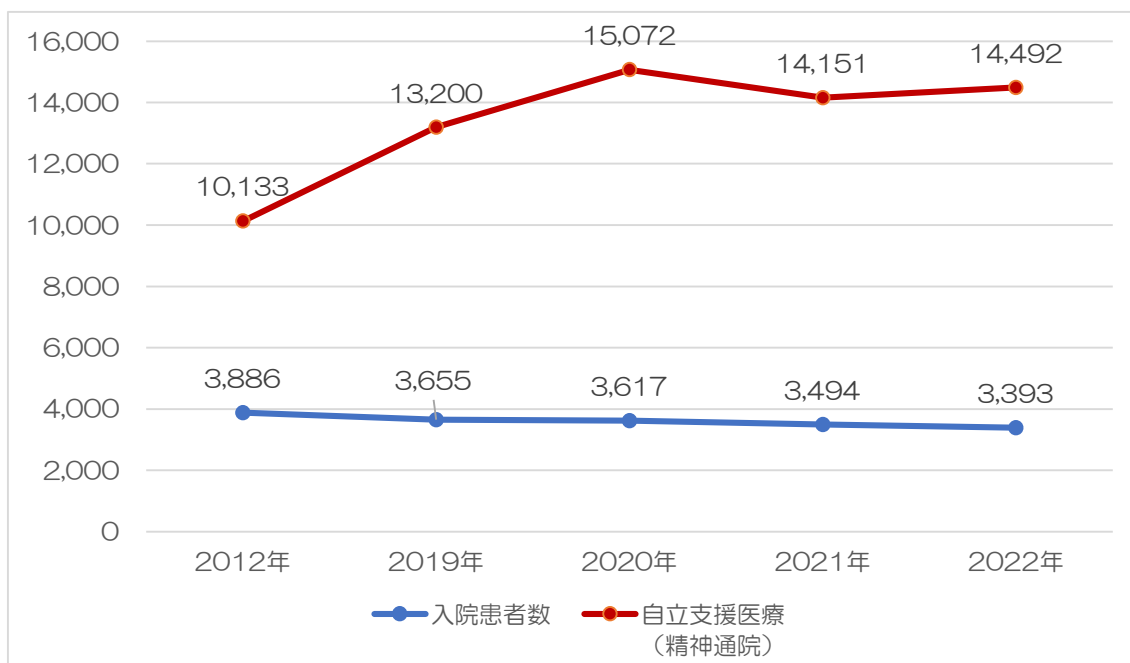
	2012年	2019年	2020年	2021年	2022年
身体障害者手帳	42,392	41,343	40,975	40,687	39,929
うち1～2級	18,264	16,512	16,307	16,116	15,711
うち3～6級	24,128	24,831	24,668	24,571	24,218
知的障害者（療育手帳）	8,134	9,393	9,548	9,673	9,648
うち重度（A）	3,205	3,391	3,398	3,444	3,377
うち中軽度（B）	4,929	6,002	6,150	6,229	6,271



○ 精神障害者数は、2022（令和4）年度末現在で、入院患者数が3,393人、自立支援医療（精神通院）受給者数が14,492人となっています。入院患者数は、減少傾向にあります。自立支援医療（精神通院）受給者数は、2012（平成24）年度と比較すると143.0%と大きな伸びを示しています。

■ 県内の精神障害者数 (各年度末 単位：人)

	2012年	2019年	2020年	2021年	2022年
入院患者数	3,886	3,655	3,617	3,494	3,393
自立支援医療 (精神通院)	10,133	13,200	15,072	14,151	14,492
計	14,019	16,855	18,689	17,645	17,885



(1) 身体障害者数の推移（身体障害者手帳所持者数）

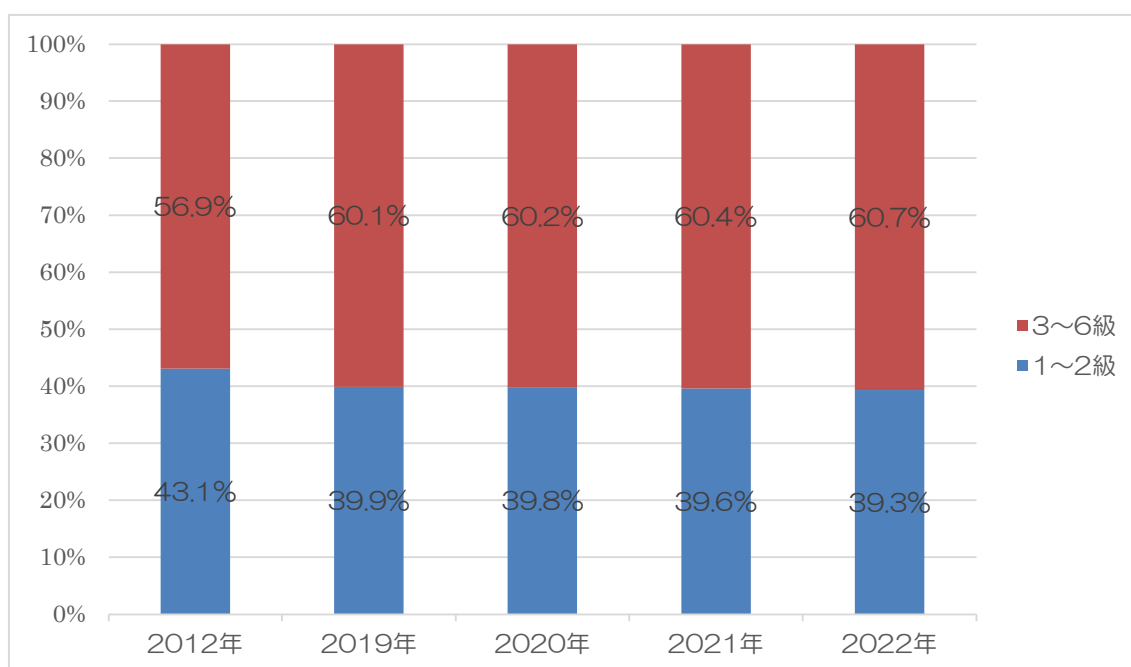
①等級別

2022（令和4）年度末現在で、1～2級の重い障害を有する身体障害者は15,711人で、3～6級は24,218人となっています。2012（平成24）年度と比較すると、1～2級は14%減少していますが、3～6級は3%増加しています。

■身体障害者手帳所持者数

（各年度末 単位：人）

	2012年	2019年	2020年	2021年	2022年
1級～2級	18,264	16,512	16,307	16,116	15,711
	43.1%	39.9%	39.8%	39.6%	39.3%
3級～6級	24,128	24,831	24,668	24,571	24,218
	56.9%	60.1%	60.2%	60.4%	60.7%
計	42,392	41,343	40,975	40,687	39,929



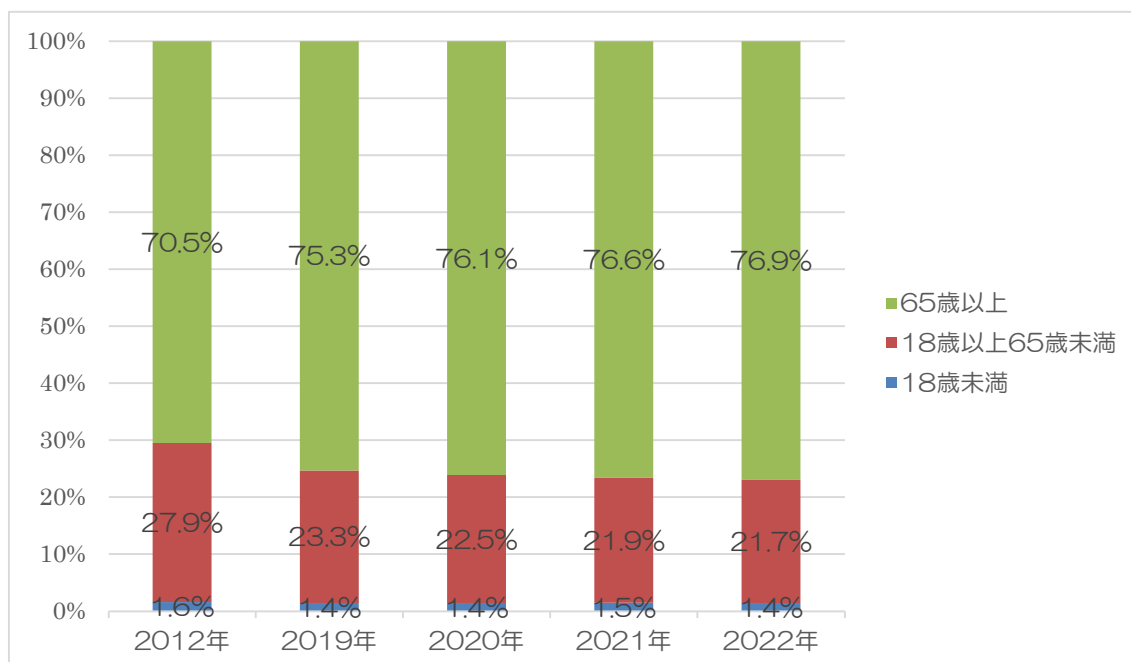
②年齢階層別

2022（令和4）年度末現在で、年齢階層別に身体障害者数の構成比をみると、65歳以上が76.9%を占め、2012（平成24）年度の70.5%と比較するとその割合が6.9ポイント増加しており、高齢化が進んでいます。

■身体障害者手帳所持者数

（各年度末 単位：人）

	2012年	2019年	2020年	2021年	2022年
18歳未満	687	589	582	595	572
	1.6%	1.4%	1.4%	1.5%	1.4%
18歳以上 65歳未満	11,816	9,621	9,218	8,915	8,665
	27.9%	23.3%	22.5%	21.9%	21.7%
65歳以上	29,889	31,133	31,175	31,177	30,692
	70.5%	75.3%	76.1%	76.6%	76.9%
計	42,392	41,343	40,975	40,687	39,929



③障害種別

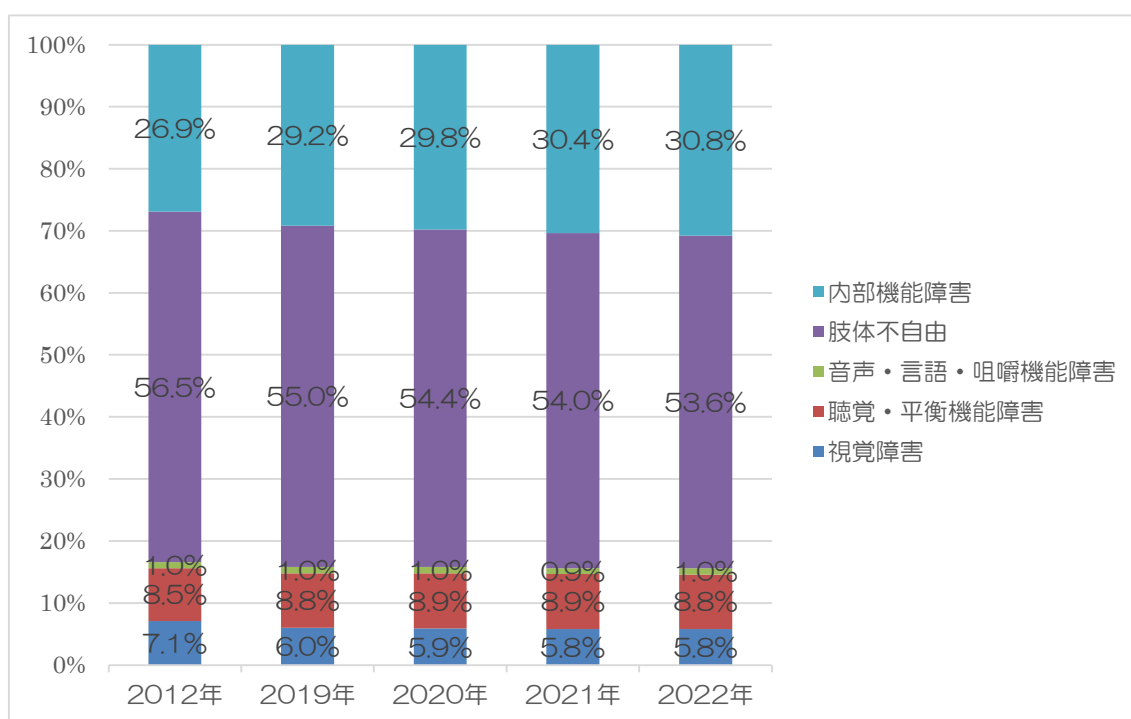
2022（令和4）年度末現在で、障害種別の構成比をみると、肢体不自由が53.6%と最も多く、次に内部機能障害の30.8%となっています。

2012（平成24）年度と比較すると、視覚障害、肢体不自由は減少していますが、内部機能障害は増加しています。

■身体障害者手帳所持者数

（各年度末 単位：人）

	2012年	2019年	2020年	2021年	2022年
視覚障害	3,023	2,465	2,433	2,356	2,303
	7.1%	6.0%	5.9%	5.8%	5.8%
聴覚・平衡機能障害	3,617	3,630	3,653	3,608	3,510
	8.5%	8.8%	8.9%	8.9%	8.8%
音声・言語 ・咀嚼機能障害	399	404	397	387	391
	1.0%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%
肢体不自由	23,944	22,764	22,292	21,955	21,405
	56.5%	55.0%	54.4%	54.0%	53.6%
内部機能障害	11,409	12,080	12,200	12,381	12,320
	26.9%	29.2%	29.8%	30.4%	30.8%
計	42,392	41,343	40,975	40,687	39,929



(2) 知的障害者数の推移（療育手帳所持者数）

①障害程度別

2022（令和4）年度末現在でみると、2012（平成24）年度と比較して重度、中軽度とも増加していますが、特に中軽度の伸びが大きくなっています。

■療育手帳所持者数

（各年度末 単位：人）

	2012年	2019年	2020年	2021年	2022年
重度	3,205	3,391	3,398	3,444	3,377
	39.4%	36.1%	35.6%	35.6%	35.0%
中軽度	4,929	6,002	6,150	6,229	6,271
	60.6%	63.9%	64.4%	64.4%	65.0%
計	8,134	9,393	9,548	9,673	9,648



② 年齢階層別

知的障害者は増加傾向で、18歳未満、18歳以上共に増加傾向にあります。

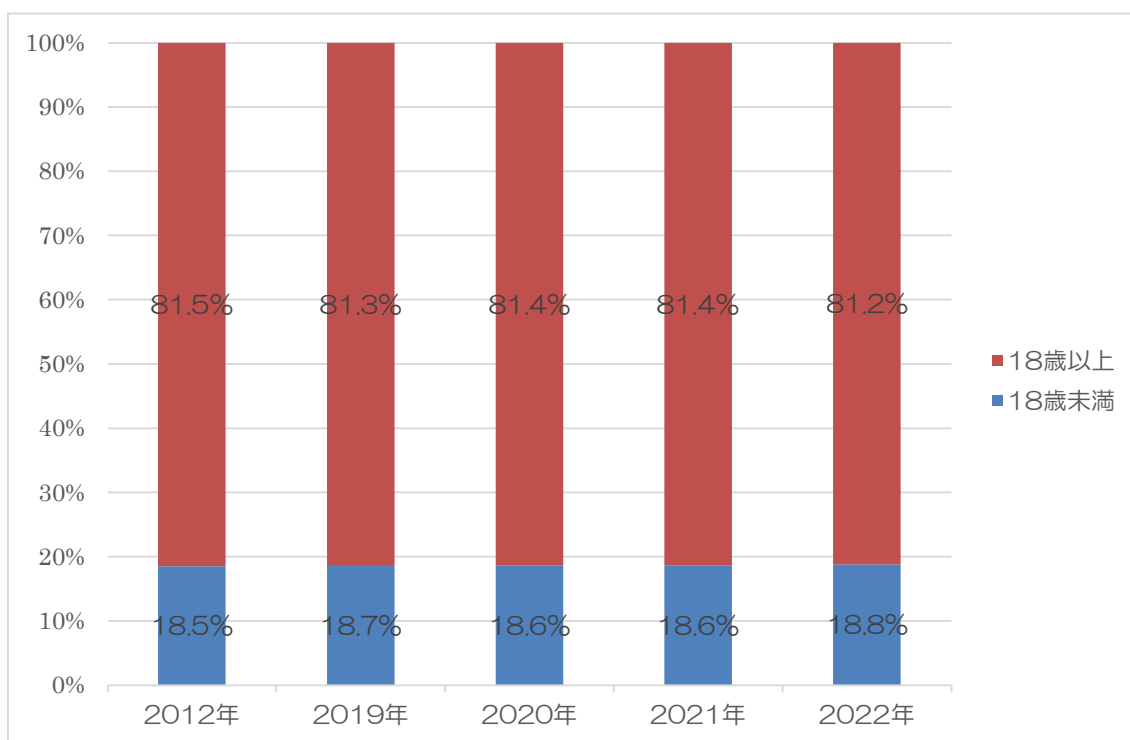
2022（令和4）年度末現在で、年齢階層別に知的障害者数の構成比をみると、18歳以上が8,038人と全体の約81.2%を占めています。

構成比を2012（平成24）年度と比較すると、18歳未満の構成比が若干増加しています。

■療育手帳所持者数

（各年度末 単位：人）

	2012年	2019年	2020年	2021年	2022年
18歳未満	1,506	1,758	1,775	1,795	1,817
	18.5%	18.7%	18.6%	18.6%	18.8%
18歳以上	6,628	7,635	7,773	7,878	7,831
	81.5%	81.3%	81.4%	81.4%	81.2%
計	8,134	9,393	9,548	9,673	9,648



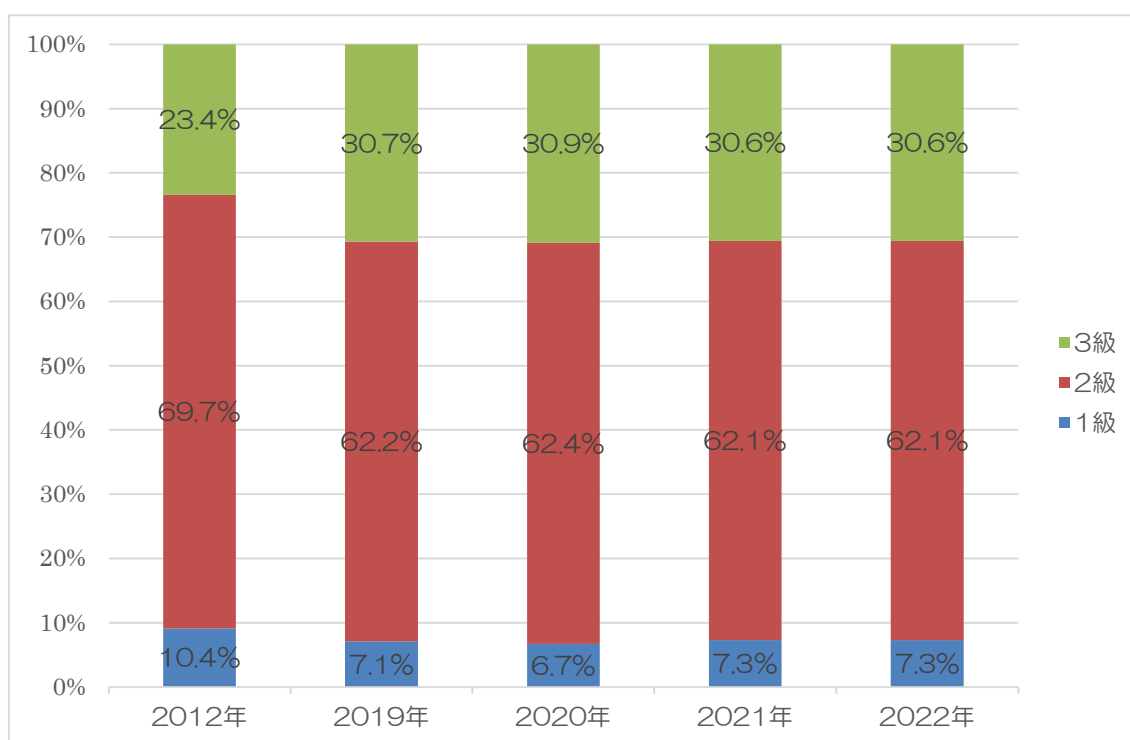
(3) 精神障害者数の推移 (精神障害者保健福祉手帳所持者数)

①等級別

2022 (令和4) 年度末現在で、手帳所持者は7,787人であり、2012 (平成24) 年度の約2.0倍となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (各年度末 単位：人)

	2012年	2019年	2020年	2021年	2022年
1級	358	463	451	532	568
	9.1%	7.1%	6.7%	7.3%	7.3%
2級	2,654	4,049	4,192	4,529	4,834
	67.5%	62.2%	62.4%	62.1%	62.1%
3級	920	1,994	2,077	2,236	2,385
	23.4%	30.7%	30.9%	30.6%	30.6%
計	3,932	6,506	6,720	7,297	7,787



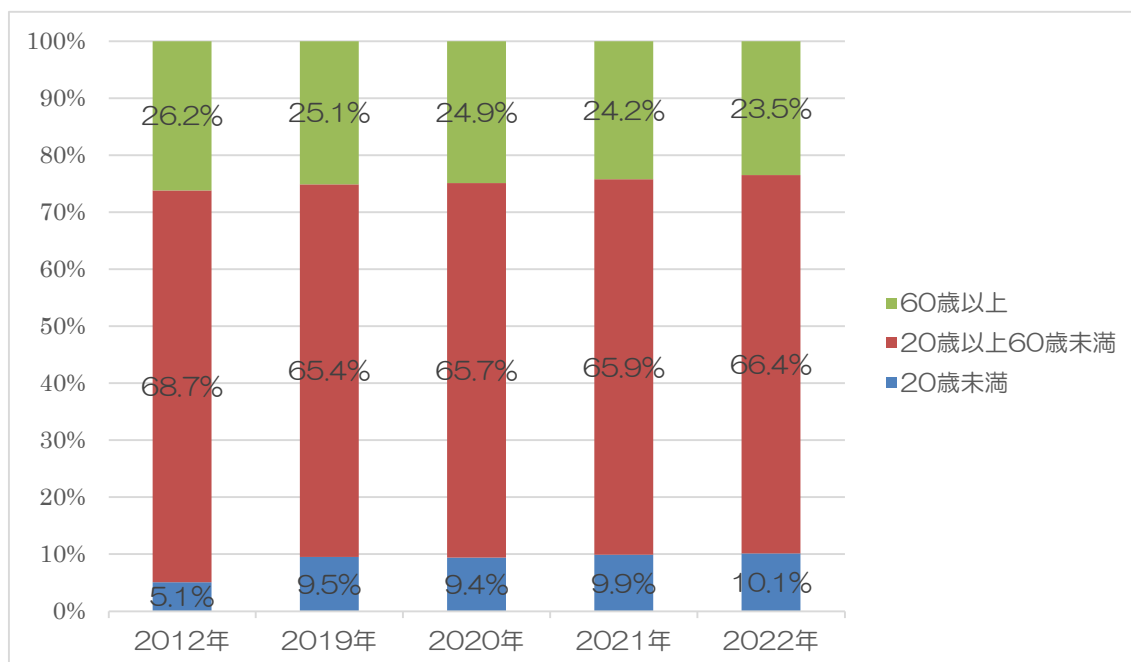
②年齢階層別

2022（令和4）年度末現在で、年齢階層別に精神障害者数の構成比をみると、20歳未満が10.1%を占め、2012（平成24）年度の5.1%と比較するとその割合が5.0ポイント増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

（各年度末 単位：人）

	2012年	2019年	2020年	2021年	2022年
20歳未満	201	619	631	722	786
	5.1%	9.5%	9.4%	9.9%	10.1%
20歳以上 60歳未満	2,700	4,257	4,416	4,809	5,173
	68.7%	65.4%	65.7%	65.9%	66.4%
60歳以上	2,700	4,257	4,416	4,809	5,173
	26.2%	25.1%	24.9%	24.2%	23.5%
計	3,932	6,506	6,720	7,297	7,787



第3章

基本理念

1 基本理念

障害のあるなしにかかわらず、共に社会、経済、文化芸術・スポーツ等の幅広い分野に渡って活動できることが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」という考え方があります。

我が国では、平成26年1月20日に、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准したことにより、「ノーマライゼーションの理念」は、「障害者の権利」となりました。

佐賀県では、このプラン策定にあたって、「ノーマライゼーション」の考え方や、障害者基本法第1条に規定される理念を踏まえ、

『県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会』を目指します。

この基本理念に基づき、障害者本人やその介護をされているご家族等（ケアラー）の支えになるような施策に取り組みます。

また、障害者福祉の分野で取り組む先導的な施策が、高齢者や生活困窮者など地域で生きづらさを抱えている人たちへの取組に広がることにより、誰もが笑顔で暮らせる社会の実現に取り組みます。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標とし、各種施策の充実を図ります。

- I 地域で安心して暮らしている
- II 地域で働き、生きる喜びを感じる
- III 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

第4章

施策の推進方向

分野別施策の基本的方向

I 地域で安心して暮らしている

1. 生活支援

【現状と課題】

障害者が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる体制を整えることが必要であり、佐賀県では、全ての市町において、専門家が対応できる総合相談窓口が整備されています。

平成 24 年 4 月から計画相談支援がスタートし、平成 27 年 4 月からは障害福祉サービスを利用する全ての対象者についてサービス等利用計画案の提出が求められています。このため、利用計画案を作成する相談支援専門員の養成、資質向上を図る必要があります。

障害者の地域移行を進めるにあたり、障害者の高齢化、障害の重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等住環境を充実するとともに、介護者が一時休息（レスパイト）できる支援体制の充実が必要です。

(1) 相談支援体制の充実

① 障害者及びそのご家族等（ケアラー等）が身近な地域で相談支援を受けられることができるよう、市町の総合相談窓口の機能の充実を図ります。

全ての総合相談窓口で専門家が対応できる体制を維持・向上させるため、総合相談窓口へ障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣を行っています。

② 障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、各保健福祉事務所等の関係機関の連携を図ることにより、障害者及びその家族等が身近な地域で専門的な相談支援を受けられる体制を整えます。

③ 障害者一人一人の心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画案の作成を促進するため、相談支援専門員及び各市町の担当者の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、自立支援協議会における個別支援会議等を活用することによって、当事者起点による支給決定を行うことができるよう取り組みます。

- ④ 障害者が自身の希望するサービスを身近なところで適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。
- ⑤ 相談支援事業の効果的な実施や医療機関・福祉団体・行政機関の連携強化を図る取組を進め、地域の連携・協力体制を構築・深化させるため、自立支援協議会運営の活性化を図ります。
- ⑥ 判断能力が十分でない障害者がサービス等を適切に利用し、自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用を後押しするため、当該制度の周知等を行います。
- ⑦ 発達障害について、児童発達支援センター（※1）や発達障害者支援センター（※2）による専門的な相談支援等を実施するとともに、市町のスクリーニング検査による早期発見、個々の特性への早期の気づきと適切な支援、その他関係機関の事業との連携・協力を図りながら、発達障害児（者）支援事業を充実させ、個々のライフステージに応じたきめ細やかな切れ目ない支援体制を強化します。

- ※1）児童発達支援センター…地域の障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設
- ※2）発達障害者支援センター…自閉症等の発達障害のある方に対する療育相談、就労支援や関係機関・施設等情報提供及び指導助言等の活動を行う総合的な県の支援拠点

- ⑧ 高次脳機能障害（※3）（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）について、支援拠点機関（佐賀大学医学部附属病院）や相談拠点機関（一般社団法人ぷらむ佐賀）に配置している相談支援コーディネーターを中心に、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整等により適切な支援を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。
- ⑨ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センターが中心となり、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。
- ⑩ 総合相談窓口や相談支援事業所において、高次脳機能障害や難病等に関する相談対応を適切に行い、適切な福祉サービスにつなげるため、職員への研修等を実施します。
- ⑪ 家族と暮らす障害者について、情報提供や相談支援等により、そのご家族（ケアラー等）を支援し、ピアサポーターの育成を行うとともに、障害者同士が行う援助として有効な手段である当事者による相談活動（ピアカウンセリング）の更なる拡充を図ります。

※3）高次脳機能障害…交通事故や転落事故、脳卒中などにより脳にダメージを受け、記憶障害（新しいことが覚えられない）や注意障害（物事に集中できない）などの症状が見られて生活に支障をきたすような状態になること

（2）在宅サービス等の充実

- ① 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

- ② 常時介護を必要とする障害者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図ります。
- ③ 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上に必要な訓練の機会を提供します。
- ④ 日中に入浴・食事の介助を受けながら創作的活動・生産活動を行う生活介護や社会との交流の場となる地域活動支援センターでの活動など、日中活動サービスの充実を図ります。
- ⑤ 移動支援サービスによる支援が必要な障害者が、安心して居宅介護事業所（同行援護、行動援護）を利用できるよう、同行援護等の業務の従事者養成研修を充実させ、適切に対応できる人材育成を図ります。
- ⑥ 地域生活支援事業費補助金の財源確保を図るなどのため、国に対する政策提案を継続的に行います。
- ⑦ 障害者支援施設については、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の入所者の生活の質の向上を図ります。また、グループホームを整備（県営住宅のグループホームとしての活用を含む。）し、入所者の地域生活への移行を進めます。
- ⑧ 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者等について、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う「自立生活援助」サービスの活用を図り、地域生活への移行を進めます。
- ⑨ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなど）を持つ地域生活支援拠点等を地域に設置し環境の整備を図ります。また、医療的ケアが必要な方の受入が可能なグループホームの整備を図ります。

⑩ 「地域共生ステーション」(こどもから高齢者まで年齢を問わず、また、障害の有無にかかわらず、誰もが自然に集い住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを地域住民やCSO(※4)、ボランティア等が協働し支援していく地域の拠点)の支援を継続するとともに、このような拠点が少なくとも小学校区に1つは整備されるよう今後とも支援していきます。

⑪ 認知症の人との共生を目指し、認知症の方やその家族が地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、県が認知症についての相談窓口として設置している「認知症コールセンター」や「認知症疾患医療センター」において、認知症の方やその家族の支援を継続するとともに、認知機能低下の予防や認知症の早期発見、早期対応等を推進します。また、市町において認知症地域支援の連携体制が強化されるよう引き続き、支援します。

⑫ ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

※4) CSO…Civil Society Organizations(市民社会組織)の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体のこと

(3) 障害児支援の充実

① 障害児の療育の場である障害児支援事業所の職員の支援技術の向上を図ります。

② 県療育支援センターにおいて、保育所や幼稚園等の職員に対し、障害を持つこどもへの理解を深め、障害児支援に必要な知識・技術の習得・向上を図るための研修を充実します。

- ③ 障害児の発達支援については、障害児（疑いを含む）及びその家族に対して、乳幼児期から高校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、発達支援等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。
- ④ 在宅で生活する重症心身障害児の短期入所や居宅介護等、在宅支援の充実を図ります。
- ⑤ たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（以下、「医療的ケア児」という。）やその家族を支援するため、医療的ケア児支援センターを核として、各圏域に地域コーディネーターを配置し、より地域に密着したきめ細やかな支援に取り組んでいきます。
- また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場において、医療的ケア児とその家族が直面する課題を整理し、解決に取り組めます。
- ⑥ 児童発達支援センターの専門的機能を強化するとともに、地域における中核的役割を担う機関として位置付け、地域の事業所等との連携や、障害児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関として必要な体制整備を図り、障害児（疑いを含む）及びその保護者支援の充実を図ります。
- ⑦ 発達障害児への支援については、県療育支援センターを中心に、関係機関との連携により充実・強化を図ります。
- また、確定診断の待機を減らすため、医療関係者と連携を図り地域で診断できる体制整備に取り組めます。
- さらに、発達障害児の専門的な支援に関する研修を充実させ、身近な保育所や幼稚園で適切な療育を受けられるような環境、支援体制を整備します。
- ⑧ 障害児支援の体制整備に当たっては、こども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

- ⑨ 障害児保育に関する知識を深め、個々のこどもの発達状況に応じた障害児保育を行えるよう、障害児分野の専門的リーダーを育成する「キャリアアップ研修」の実施等により、保育所等での障害児の受入れを促進します。
- ⑩ 放課後児童支援員等の専門性の向上を図る研修会の実施などにより、放課後児童クラブにおいて、障害児の受入れを促進します。
- ⑪ 特別支援学校に設置する放課後児童クラブの安定的な運営を支援します。
- ⑫ 障害児の保育所利用を容易にするため、国の保育所障害児受入促進事業の活用等により、トイレ等の設備や障害児用の遊具・器具等の整備を推進します。
- ⑬ 難聴児の支援に当たり、児童発達支援センター等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育まで難聴児及びその家族への切れ目ない支援の充実を図ります。

(4) サービスの質の向上等

- ① 障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供するために必要な指導を行う者を養成します。
- ② サービス等の質の向上を図るため、サービス等を提供する事業者に対する指導監査の適切な実施や関係市町との情報共有、適切な苦情解決の推進、事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等に努めます。
- ③ サービスの提供に当たっては、県による市町への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差の解消を図ります。

- ④ 難病患者等に対するサービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）を考慮した支援が実施されるよう、相談支援従事者研修会や相談支援事業所連絡協議会での周知により、相談支援従事者等の理解を深めます。
- ⑤ 重度障害者の介護者の負担を軽減し、一時休息（レスパイト）ができるように、短期入所や日中一時支援等を充実させます。

(5) 人材の育成・確保

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、リハビリテーション等に従事する者等の専門性や知見の有効な活用を図りつつ、その確保に努めるとともに、相談支援の質の向上を図る観点から、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進します。

また、ホームヘルプサービスについて、障害特性を理解したホームヘルパーを養成します。

さらに、サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善などに努めます。

- ② 行動障害のある方に対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束や行動制限などの虐待を引き起こす可能性があることから、行動障害のある方に対し、適切な対応ができる事業所職員を養成するため、行動障害に特化した研修会を実施します。

また、市町や既存事業所等と連携を図り、行動障害のある方の受入事業所等の確保に努めます。

- ③ 福祉人材センター運営により、社会福祉事業従事者等への就業援助、研修等を行い、福祉人材を確保します。

2. 保健・医療

【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制を充実させることが必要になります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備や精神科病院、各保健福祉事務所、市町、相談支援事業所等の連携を進めることが必要です。

難病に関する施策として、相談支援の更なる充実や医療相談についての周知、体制整備を推進することが必要です。

(1) 保健・医療の充実等

① 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

② 在宅で重症心身障害児（者）を介護されている方の一時休息（レスパイト）のための日中一時支援事業所や短期入所事業所などを身近な地域で利用することができるよう、医療機関へ働きかけ、体制の整備充実を図ります。

③ 重度の心身障害者（身体・知的・精神）が病院などで診療を受けた場合に、要した医療費のうち保険診療にかかる自己負担分の一部（重度心身障害者医療費）を助成します。

また、重度心身障害者医療費については、現物給付化に伴う国庫負担減額調整措置（いわゆる国保ペナルティ）の廃止や医療費助成にかかる全国一律の制度の創設について、国への政策提案を継続的に行います。

④ 県地域生活リハビリセンターにおいて、社会復帰に向けた機能訓練や高次脳機能障害者を対象とした生活訓練を行うとともに、障害者の健康増進に向けたサービスの提供、情報提供を行います。

- ⑤ 骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫したリハビリテーションの確保を図ります。
- ⑥ 定期的に歯科健診を受けること、歯科医療を受けること等が困難な障害者が、身近な地域で「かかりつけ歯科医」を持ち、健診や治療を受けられる歯科保健医療体制の充実を図るために、佐賀県歯科医師会で養成された障害者歯科保健地域協力医の普及に努めます。
- ⑦ 障害者・障害児が利用する施設での定期的な歯科健診の普及による歯科疾患予防を推進し、口腔の健康の保持・増進に努めます。
- ⑧ 人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な障害者に対する、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供の充実に努めます。
- ⑨ 保健・医療サービスに関する情報については、各種研修会や出前講座、県のホームページまたは広報紙等で周知に努めます。
- また、佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99さがネット」(※6)を通じた医療機関の情報提供を推進します。

※6) 99さがネット…県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報をお知らせするとともに、医療機関相互の連携に活用するもの。
(2024(令和6)年4月1日から厚生労働省が所管するシステムである「医療情報ネット」に移行予定。

(2) 精神保健・医療の提供等

- ① 県精神保健福祉センターや各保健福祉事務所における研修会等の開催を通して、精神疾患に関する正しい知識の普及を図るとともに、精神保健福祉相談等により精神疾患の予防や早期発見・早期治療を促進します。

- ② 県精神保健福祉センターや各保健福祉事務所において、精神科医や保健師等による精神保健福祉相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障害者を支援します。
- ③ 障害の原因となる精神疾患等について、県民、保健・医療従事者、介護従事者、福祉施設関係者、教育関係者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去に努めます。
- ④ 高次脳機能障害者の支援拠点機関である佐賀大学医学部附属病院において、医療面に関する専門的な相談支援、普及啓発、研修会等の開催、また、相談支援機関である一般社団法人ぷらむ佐賀において、福祉面に関する専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行い、支援体制の充実を図ります。
- ⑤ 精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等を開催するとともに、関係団体による各種研修会の開催の積極的な取組について働きかけます。
- ⑥ 自殺予防対策の一環として、うつ病の早期対応を図るため、研修会や県・各保健福祉事務所単位での連絡会議を開催し、かかりつけ医・精神科医紹介システム事業を推進します。
- ⑦ 精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）を進め、切れ目のない支援を行うために、次の取組を通じて、精神障害者が地域で生活できる体制を整備します。
- ・ 休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に対応できるように、24時間365日体制の精神科救急医療システム事業の充実を図るとともに、24時間相談窓口の設置について検討を行います。
 - ・ 病院実地指導時に、院内の退院支援体制の確認及び指導を行うとともに、精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、精神疾患で入院する患者の1年以内での退院を促進します。
 - ・ 非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実を図ります。

- ・ 警察や矯正施設等から自傷他害の恐れのある者として通報された精神障害者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につなぐとともに、入院後は、医療機関と各保健福祉事務所が連携を図りながら、地域移行を進めます。
 - ・ 精神科医師、看護師、精神保健福祉士等の医療従事者や相談支援事業所等の福祉サービス従事者、市町や保健福祉事務所等の行政職員、精神障害を持つ当事者やその家族等を含めた多職種による協議会及び研修会を開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- ⑧ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の体制を整備します。
- ⑨ 市町の障害者総合相談窓口の相談支援事業者や就労系障害福祉サービス事業者、社会復帰相談支援員に対して、精神障害者の地域生活を支援するための知識やノウハウを習得するための取組を進めます。
- ⑩ 市町、県精神保健福祉センター、各保健福祉事務所等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や健康教育を行います。
- ⑪ ひとりで悩みを抱えこまず、相談できるよう普及啓発と相談体制の充実に取り組みます。また、自殺のハイリスク者でもある自殺未遂者・自死遺族等に必要なケアが受けられるよう関係機関が連携した支援体制づくり、支援者の資質向上に努めます。
- ⑫ 自殺に関する正しい知識の普及を県民に広く行うとともに、県内の自殺対策の関係機関等と自殺対策の推進について検討・連携しながら取り組みます。
- ⑬ 県精神保健福祉センターに設置する、思春期やアルコール及び薬物等の依存症等の専門相談窓口において、精神科医による相談や保健師、心理士による健康教育、家族教室等を実施します。
- ⑭ 依存症対策を実施している自助グループが行う研修会やミーティングへの支援を行います。

- ⑮ アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止策を実施するとともに、アルコール健康障害を有し、または有していた者とその家族が日常生活、社会生活を円滑に営むことができるように支援します。
- ⑯ 地域のかかりつけ医を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、かかりつけ医のうつ病診断技術の向上を図り、また、精神科医との顔の見える関係づくりを推進します。
- ⑰ 「こころの健康づくり実行宣言」に賛同する事業所を募集し、登録した事業所に対して情報提供等の支援を行うことにより、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- ⑱ 県のホームページに、自殺予防対策やメンタルヘルス対策に関するページを設け、予防のための対応方法や相談先等のさまざまな情報を紹介します。

(3) 人材の育成・確保

- ① 看護職員については、特定行為研修等の専門性の高い看護師の養成を推進するとともに、地域や領域の課題に応じた看護職員の確保対策に努めます。
- ② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。
- ③ 地域において健康相談等を行う各保健福祉事務所、市町の保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

(4) 難病に関する施策の推進

- ① 難病相談事業や難病対策地域協議会（※7）の活用による保健医療サービスの充実及び障害福祉サービスとの連携を図ります。
- ② 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。
- ③ 難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めるとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。
- ④ 難病医療コーディネーター（難病医療専門員）による重症難病（神経難病等）患者の入転院先の調整・往診医の紹介、療養相談、医療従事者向け研修会、関係機関との連絡会議等を実施していきます。
また、難病医療コーディネーターの増員について、ニーズを見ながら検討します。
- ⑤ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センターが中心となり、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。（再掲）
- ⑥ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）を考慮した支援が実施されるよう、相談支援従事者研修会や相談支援事業所連絡協議会での周知により、相談支援従事者等の理解を深めます。また、医療機関に対して、障害福祉サービスの制度を周知します。（再掲）

※7）難病対策地域協議会…在宅での療養支援を円滑にするために重症難病対策の支援体制を構築し、患者・家族が安心して在宅療養を送ることを目的に、県及び保健福祉事務所ごとに設置。

施設相互の情報・意見交換、在宅療養支援のためのシステム検討、患者・家族・療養支援者向けの研修会等を実施している。

- ⑦ サービス等の質の向上を図るため、サービス等を提供する事業者に対する指導監査の適切な実施や関係市町との情報共有、適切な苦情解決の推進、事業者による自己評価や外部評価など、サービスごとの特性を踏まえた質の評価の取組の推進等に努めます。(再掲)

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

- ① 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見、早期治療、早期療養を図ります。
- ② 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- ③ 障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。
- ④ 在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職種連携が不可欠とされるため、在宅医療を支える医療体制を推進します。

3. 生活環境

【現状と課題】

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化、生活に密着した道路の整備など、人にやさしいまちづくりを推進し、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい場所にする必要があります。

パーキングパーミット制度については、ある程度認知が進み、令和5年3月31日現在で、1,908施設と増加しており、障害者が外出しやすい環境は整ってきています。引き続き整備推進し、利便性を高めていく必要があります。

また、運転ができない障害者が自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、日常生活の移動支援の確保が必要です。

(1) 住宅の確保

- ① 公営住宅の入居者が安全に安心して生活ができるよう、エレベーターや手すりの設置、段差解消などのバリアフリー化をさらに推進します。
- ② 公営住宅への障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするため、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めます。また市町に対して周知・情報提供を行います。
- ③ 障害者を含む住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への入居支援や、民間事業者等による貸主等の受入れ不安を解消するための多様な居住支援サービスの提供を促進するなど、障害者等が安心して入居できる民間賃貸住宅の供給促進を図ります。
- ④ 障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与、用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。

- ⑤ 住まいの場であるグループホームの整備の促進にあたっては、特に、重度障害者や、医療的ケアを必要とする人等が利用可能なグループホームの整備を推進します。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

- ① 障害者や高齢者等の移動制約者が、日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。
- ② 誰もが、「生きがい」を感じられる「積極的な移動」の確保のため、地域や市町、交通事業者等と連携し、住民の移動の実態やニーズに合わせた移動手段を検討します。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- ① 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、事業者や県民等に対して啓発普及を行います。
- ② 多数の人が利用する公共施設や民間の公共的な施設（旅館、レストラン、スーパーマーケット等）について、障害者等の利用に考慮した施設整備の促進に努めます。
- ③ 都市公園の整備にあたっては、安全で安心して利用できるよう、出入口や園路の段差解消、障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めるとともに、情報提供等のソフト面を含めた取組を推進します。
- ④ 「道の駅」等を整備する場合には、身体障害者用駐車スペースや身体障害者用トイレの整備、スロープ、手摺等の設置を推進するとともに、市町等が整備する場合には、身障者用駐車スペースや身障者用トイレの設置を要請します。

⑤ 県有施設（公共的施設）については、市町、民間施設の先導的事例となるよう、UD基準により整備することを基本としています。また、既存施設についても、一部増改築の際にUD基準により整備することを基本とするとともに、それ以外の部分についても積極的にUD基準に適合するように努めます。

⑥ 県庁への来訪者等の安全性・利便性向上のために、音声付誘導灯及びフラッシュライト付き誘導灯を、県庁新館・旧館・議会棟に続き、各総合庁舎に順次設置していく計画としています。

(4) 人にやさしいまちづくりの総合的な推進

① 施設と施設をつなぐ連続した整備を推進し、誰もが良好な都市環境や自然空間を享受できる快適で人にやさしいまちづくりを推進します。

② 新たに歩道整備を行う場合はもちろんのこと、主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）においても歩道段差のスロープ化に継続的に取り組みます。

③ 主要な生活関連経路における歩道段差のスロープ化（佐賀県標準仕様）と合わせて視覚障害者用誘導ブロックの設置等を推進するとともに、歩道等が設置されていない道路における視覚障害者誘導用ブロックや踏切道における「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置の在り方等について検討します。

④ バリアフリー法に基づき市町が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障害者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。

- ⑤ バリアフリー法に基づき市町が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分における音響式信号機及びエスコートゾーンの整備を推進します。
- ⑥ 障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識・道路標示の高輝度化等を推進します。
- ⑦ 生活道路等において、障害のある人を含む全ての人が安全に安心して道路を通行できるよう、警察と道路管理者が緊密に連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るとともに、外周幹線道路の交通の円滑化及び通過車両の抑制対策を推進します。
- ⑧ 国で検討が進められている「携帯端末でのバリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援」の施策展開をみながら、歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータ（※8）の収集や活用策を検討します。
- ⑨ 身障者用駐車場の利用を必要とする歩行困難な方に駐車スペースを確保するため、「佐賀県パーキングパーミット（※9）（身障者用駐車場利用証）制度」の協力施設の増加を要請します。
- ⑩ 援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組みます。

※8）歩行空間ネットワークデータ…歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表すデータであり、主に歩行経路を表す「リンク（線）」とリンクの結節点を表す「ノード（点）」で構成されている。

※9）佐賀県パーキングパーミット…身障者用駐車場を必要とする人に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用しやすくする。

4. 安全・安心

【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、地域で障害者を含む様々な団体が連携した防災訓練の実施を継続するとともに、自主防災組織の結成促進を図り、日頃から住民による自主防災体制を整えておく必要があります。

また、災害発生時や感染症の感染拡大時などの非常時に障害者に適切に情報を伝達するため、障害者の特性に応じた情報提供を行うことが重要です。

さらに、メールやファックスによる警察本部への緊急通報や消費者トラブル相談について障害者への周知を徹底することが必要です。

(1) 防災対策の推進

- ① 県地域防災計画に基づき、市町と連携し、障害者などの避難行動要支援者の避難誘導體制や情報伝達のあり方等を盛り込んだ、災害時の対応マニュアル等の作成及びその周知徹底を図ります。
- ② 福祉施設の災害対応力を高めておくため、福祉や防災などの関係者が連携し、県が作成する防災計画作成マニュアルに沿った防災計画の作成を推進するとともに、福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。
- ③ 公共施設等の耐震性の確保を図るとともに、県や市町で実施する防災訓練において、障害者の参加を促すため、市町への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、障害者支援団体などと連携して実施し、障害者などの要配慮者に係る災害対策の充実に努めます。また、緊急避難場所及び避難所について、周知徹底を図ります。
- ④ 災害発生時や感染症の感染拡大時などの非常時に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、市町と連携し、誰にでもわかりやすい表現の使用や手話通訳、要約筆記の活用など、障害特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。
- ⑤ 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障害者や難病患者等の避難支援を地域ぐるみで行うための「避難行動要支援者名簿」の策定について、市町を支援します。

- ⑥ 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、市町の取組の支援に努めます。
- ⑦ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町における必要な体制整備の支援に努めます。さらに、被災者のニーズに応じて車椅子利用者も使用できる応急仮設住宅の確保が適切に図られるよう、避難所や応急仮設住宅の計画策定や運営に女性の参画を推進することにより、要配慮者の視点に立った対応を進めます。
- ⑧ 災害発生後や感染症の感染拡大時などの非常時にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関・教育機関等との広域的なネットワーク形成の取組に努めます。
- ⑨ 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、県内の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入の推進を支援します。
- ⑩ 火事や救急時の消防本部への通報において、ファックス等による通報について周知を図ります。
- ⑪ 要配慮者関連施設（避難に手助けが必要な障害者等が利用される施設）が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。
- ⑫ 自主防災組織の意義や必要性を認識してもらい研修等を通じ、自主防災組織の結成促進を図ります。また、自主防災組織が日頃から障害者などの避難行動要支援者情報の把握に努め、住民による自主防災体制づくりの支援に努めます。

- ⑬ 佐賀県民災害ボランティアセンターが災害時や災害に備えるボランティア会員を募集する際、広報に協力するなど、連携し、災害時に迅速に対応できる環境整備に取り組みます。

(2) 災害からの復興

- ① 住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア等の取組の充実を図ります。

(3) 防犯対策の推進

- ① 警察本部に設置している「メール110番 (※10)」「ファックス110番 (※11)」「アプリ110番 (※12)」について、障害者団体を通じて障害者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。
- ② 障害及び障害者に対する理解を深めるため、警察職員に対する手話講習や体験型研修の充実に取り組むとともに、交番等やパトカーに配置しているコミュニケーション支援ボードの活用を徹底させ、障害者のコミュニケーションを支援するための取組を推進します。
- ③ 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

※10、11、12) 「メール 110 番」「ファックス 110 番」「アプリ 110 番」…
耳の不自由な人や言葉の不自由な人のために、ファックスやメール、
チャット形式により直接通報してもらうために設置しているもの
アプリ 110 番の使用には、事前にアプリのインストールと、個人情報の
入力が必要
「メール 110 番のメールアドレス： sagakenkei110@pro.odn.ne.jp」
「FAX：0952-28-0110」

(4) 消費者トラブルの未然防止と被害救済支援

- ① 障害者を含む社会的弱者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な助言による解決を図るため、消費生活相談窓口の体制整備及び情報提供・啓発の充実に努めます。

- ② 障害者の相談事例の掘り起こしのため、障害者団体や福祉関係団体への働きかけ、ファックスやメールでの相談受付などに取り組みます。

- ③ 障害者や高齢者の消費者被害防止に向けて、見守りの主体となる福祉関係者等に対して、消費生活の見守り研修や情報提供を行うとともに、地域の実情に応じた地域見守りネットワーク構築や構築後の支援を行います。

II 地域で働き、生きる喜びを感じる

1. 雇用・就業

【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めています。

改正障害者雇用促進法では、平成30年4月から精神障害者の雇用義務化と法定雇用率の引き上げが行われました。また、令和6年4月及び令和8年7月までにさらに引き上げが予定されています。

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮することが求められます。一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難で、就労継続支援事業所（※13）等で働く者には、工賃の水準が向上するように、総合的な支援を進める必要があります。

また、障害者の働くことへの不安や企業の障害者雇用の不安を解消することも必要です。

（1）障害者雇用の促進

① 障害者雇用について、事業主をはじめ県民の理解と協力を深めるため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携して、障害者雇用に係る制度の周知や障害者雇用促進に関する啓発活動を行います。また、ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携したチームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行います。

※13) 就労継続支援事業所…通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を供与することを目的としており、利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「A型事業所」と非雇用型の「B型事業所」がある。

- ② 改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障害者とその特性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業等の情報を提供し、企業における障害者の雇用を促進するため労働局など関係機関と連携して障害者就職面接会を開催します。また、職場見学会を実施するなど、一般企業で働くことの不安解消を図ります。
- ③ 障害者就労支援コーディネーター（※14）が、ハローワークや障害者就業・生活支援センター（※15）など就労支援機関との連携をさらに強化し、就労移行支援事業所など一般就労を目指す福祉施設の利用者などの就労支援を実施します。また、特別支援学校の生徒の就職率の向上を図るため、特別支援学校担当の障害者就労支援コーディネーターが生徒と企業との橋渡しを行います。
- ④ 障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所などにおける支援の充実を図ります。また、精神障害者の就労を進めるため、医療機関等と連携し、精神障害者の雇用の促進のための取組を充実します。
- ⑤ 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりサービスを行う就労定着支援を促進します。
- ⑥ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスを行う就労選択支援を促進します。

※14) 就労支援コーディネーター…ハローワーク等の支援機関と連携しながら、一般企業等を訪問し、企業ニーズの把握、求職情報提供、授産品販路拡大などについて働きかけを行うとともに、障害者・福祉施設を訪問し、障害者の特性、能力の把握、企業情報の提供や求職登録指導などを一体的に行い、障害者の一般就労への移行を支援する。

※15) 障害者就業・生活支援センター…就職や職場への定着が困難な障害者や就業経験のない障害者を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことにより障害者の職業生活における自立を支援する機関

- ⑦ 官公需の発注にあたって、障害者多数雇用事業所等に対する優遇制度を導入し、障害者雇用に積極的に取り組む事業所等を支援します。
- ⑧ 法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワーク、障害者職業センター等の関係機関と連携した指導を通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。併せて、障害者が個々に持てる能力を發揮していきいきと活躍できるよう雇用の質の向上に向けて取り組みます。
- ⑨ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止など、労働者である障害者の適切な権利擁護のため、個別の相談等に丁寧な対応をするとともに、企業・福祉事業所に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。
- ⑩ 障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障害者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、障害者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。
- ⑪ 県においても、県内事業者の一つとして障害者の雇用に積極的に取り組むとともに、障害のある方一人一人がその特性や個性に応じて能力を有効に發揮できるよう、改正障害者雇用促進法（令和2年4月施行）の施行に伴い策定した「障害者活躍推進計画」の着実な実施や、障害者職業生活相談員による相談対応等を行います。

(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進

- ① 特別支援学校に在籍する障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、就労支援コーディネーターとともに関係機関等と連携し、一人一人の能力や適性等に応じた新たな就職先の確保など、学校全体による進路指導の充実を図ります。

また、小・中・高一貫したキャリア教育（※16）の推進を図るとともに進路指導担当者以外の教職員も生徒の就業体験となる企業や就職先となる企業を開拓するなど、学校全体で就労支援に取り組む進路支援体制を整備します。

※16) キャリア教育…一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育

② すべての特別支援学校で、企業への就職を目指した進路支援体制が確立できるよう、企業、関係機関、行政などが協働して、特別支援学校の職業教育の充実を図るための県全体のネットワークの構築や、特別支援学校と企業とのパートナーシップの構築を図ります。

③ 特別支援学校高等部に設置した「職業コース」による取組等により、地域の企業ニーズに対応した新たな作業種の設定や、地元企業に出向いての実習を行う等、一般企業への就職を前提とした専門的な教育の充実を図ります。

(3) 総合的な就労支援

① 県内に4か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、職場定着支援を実施するとともに、企業に対しても助言を行うなど、定着に向けた支援を行います。

② 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等、地域の委託訓練先を開拓し、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施します。

③ ICT（情報通信技術）を活用した在宅勤務など、雇用・就業形態の多様化を促進するとともに、重度の障害があっても、ICTを活用することができるよう技術習得の支援を行います。

④ 発達障害者就労支援センターにおいて、発達障害者の就労に関する相談支援や一般企業・事業所に対する発達障害の理解促進のための研修を行います。

⑤ 障害者雇用への不安を解消するため、障害者を短期間試行的に雇い、その間、企業と障害者相互の理解を深め、常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る（トライアル雇用等）ことで、事業主の障害者雇用への理解の促進を図ります。

- ⑥ 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。

(4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ① 精神障害者の雇用促進のため、労働局、ハローワークなど関係機関と連携して、企業に対して精神障害者への理解啓発を行います。
- ② 難病患者の雇用促進のため、県難病相談支援センターを中心にハローワークなど関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。
- ③ 障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障害者のニーズを踏まえつつ、短時間労働や在宅就業に対応した障害者の雇用機会の拡大を図るとともに、適切な雇用管理を行った上で、ICTを活用した、時間や場所にとらわれない働き方を推進します。
- ④ さまざまな要因により就職に至っていない就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者等）に対し、知識・技能の習得と併せて就業機会を提供します。（レッツ・チャレンジ雇用事業）
- ⑤ 一般企業等への就職につなげることを目的として、高等学校及び特別支援学校において障害者等を会計年度任用職員として雇用し、1～3年間の業務を経験するチャレンジ雇用を実施します。
- ⑥ 障害者の工賃水準向上及び農業の支え手の拡大を図るため、農家と福祉事業所のマッチング支援や普及啓発の実施等農福連携プロジェクトに取り組み、農業分野での障害者の就労を支援します。

(5) 福祉的就労の底上げ

- ① 障害者優先調達推進法に基づき、県庁各所属が福祉施設から優先的に物品を調達し、県庁における発注促進に取り組むとともに、県庁以外の官公庁や民間企業等に対しても働きかけを行います。
- ② 工賃水準向上に積極的に取り組む就労継続支援事業所、地域活動支援センター等に対してビジネススキルアップ研修や経営コンサルタント派遣、農業分野での障害者の就労などの支援を行います。

③ 就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習（施設外支援）や求職活動の支援等の促進を図ります。

④ 就労継続支援A型事業所における就労の質を向上させるため、平成29年4月に改正した指定障害福祉サービス等基準に基づき、事業所の生産活動の収支を利用者に支払う賃金の総額以上とすることなどとした取り扱いを徹底し、安易な事業参入の抑制を図るとともに、基準を満たさない事業所に経営改善計画の提出を求めることにより、事業所の経営状況を把握した上で必要な指導・支援を行うことを通じ、障害者の賃金の向上を図ります。

(6) 経済的自立の支援

① 障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるようにするために、障害者の所得保障の中心である障害基礎年金や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の受給資格を有する障害者が、確実に手当等を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。

② 障害基礎年金などの個人財産については、知的障害者や精神障害者が成年後見制度等を利用して、適切に管理されるよう支援します。

2. 文化芸術活動・スポーツ

【現状と課題】

障害者が身近なところで気軽に文化芸術活動やスポーツに参加できる場所や成果発表の場所などの確保及び支援者の人材育成等に引き続き注力することが必要です。

また、障害者と健常者が共に楽しめる場づくりと障害者が個々の能力や個性を発揮、表現でき、文化やスポーツを通じて、地域の中で豊かな暮らしができるよう、その環境づくりを進めることが必要です。

(1) 文化芸術活動の推進

- ① 共生社会の実現に向けて、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、国の障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画に沿った事業を進め、障害者差別解消法改正法により事業者による合理的配慮の提供が義務付けられたことも踏まえて、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む。
- ② 文化芸術活動を行う障害者やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点「佐賀県障害者芸術文化活動支援センター」の運営を支援します。
- ③ 支援センターにおいて、県内事業所等からの相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介のほか専門的知見によるアドバイス等を行います。また、障害者の文化芸術活動を支援する人材の育成のほか、関係者のネットワークづくり、展覧会の開催等を行います。
- ④ 地域の文化施設において、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、文化施設へのアクセシビリティの向上を図ります。
- ⑤ 佐賀県聴覚障害者サポートセンターにおける手話・字幕入り映像の制作や字幕入りDVDの貸出、点字図書館における点字図書等の貸出により、聴覚障害者や視覚障害者が日常的に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。

⑥ 障害のあるなしにかかわらず、誰もがライフステージに応じて主体的に学習できる環境づくりを推進します。

⑦ 文化庁等が主催する文化芸術活動団体の公演事業や芸術家の派遣事業等を、特別支援学校を含めた県内各学校に広く紹介することで、児童生徒に対し、質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供していきます。

(2) スポーツ等の推進

① パラスポーツの普及（裾野拡大）のため、定期的にスポーツ教室を開催し、障害者がスポーツに継続して親しむことができる環境整備に取り組みます。また、佐賀県パラスポーツ協会等の関係団体と連携し、パラスポーツ活動に関する相談対応・指導の充実に取り組みます。

② パラスポーツ指導等に関するサポーター研修会の開催や、パラスポーツ指導員資格の取得を支援するなど、パラスポーツを推進する人材の発掘、確保に取り組みます。

③ パラスポーツ大会等の開催を通じて、パラスポーツの普及を図るとともに、障害者が参加するスポーツ大会に協力するボランティアやサポーターの参加拡大を図るなど、障害のあるなしにかかわらない交流の場を設けていきます。

④ 第23回全国障害者スポーツ大会（SAGA2024）に向けて、障害者が広くスポーツを楽しむ機会や“きっかけ”を増やし、日常的にスポーツを楽しむ環境づくりを進め、SAGA2024において、開催県としてふさわしい成績を収めるとともに、大会終了後も新たにスポーツを始める障害者が継続して増えていく等、スポーツに親しめる社会を目指します。

⑤ スポーツにおける障害者の国内外の交流を支援するとともに、全国大会や国際大会で活躍できる佐賀ゆかりのアスリートの育成強化を図ります。

⑥ パラスポーツ大会やスポーツ教室の開催等を通じて、障害者がスポーツに関わる機会を提供していきます。

3. 情報アクセシビリティ

【現状と課題】

近年、ICTの発達は、障害者の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ICTの活用を進める必要があります。

令和4年5月に施行された、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に基づき、障害者の特性に応じた意思疎通手段により、障害者でない者と同じ情報を同時に取得・利用できるような環境の整備が求められています。

また、災害に関する情報を障害者に確実に伝えるため、日頃から、障害の特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

(1) 情報通信等における情報アクセシビリティの向上

- ① 「ホッとコミュニケーション事業」において、様々なICT機器（タブレット、スマートフォンなど）を活用した講座を実施し、障害者のICTの利活用の機会の拡大を図ります。
- ② 障害者パソコンボランティアなど、障害者のICT利用を支援する支援技術者・団体の養成・育成を推進します。
- ③ 公共インフラとしての電話リレーサービスが、広く認知及び理解され、その利活用が推進されるよう関係機関と連携して取り組みます。

(2) 情報提供の充実等

- ① 佐賀県聴覚障害者サポートセンター（みみサポ）において、身近な情報番組などへの字幕の付与や自主企画作品の制作を行い、貸出やホームページへの掲載を行うことにより聴覚障害者への情報提供を充実します。
- ② 佐賀県立視覚障害者情報・交流センター“あいさが”において、点訳・音訳奉仕員の養成、点字図書・録音図書の制作、収集及び貸出しや、広報誌の音訳などを行うことにより、視覚障害者への情報提供を充実します。

- ③ 老朽化している県立点字図書館の建替えに伴い、新たに、相談支援を行うこととしたほか、視覚に障害のある方やその家族が集まれる交流の場や一般の方も参加できるイベントを開催するなど視覚障害についての理解が深まる場とするとともに、県立図書館や市町の図書館とのネットワークを構築します。
- ④ 障害者・障害児へのサービスに関する情報を掲載したハンドブックの発行により障害者やその家族等への情報提供に努めます。
- ⑤ 佐賀県読書バリアフリー推進計画に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。

(3) 意思疎通支援の充実

- ① 手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施します。
- ② 県民が意思疎通手段の利用に対する理解を深めることができるよう、県民だよりやホームページ等の県の広報ツールを利用し、手話の広報・普及を行うとともに、市町における手話奉仕員養成講座の広報活動を行い、啓発と学習の機会の確保に努めます。
- ③ 聴覚障害者の意思疎通支援を行うため、手話通訳者・要約筆記者やその指導者の養成及び技能向上のための研修を実施することにより、若年層を含めた人材育成を図るとともに、市町その他関係機関と協力し、意思疎通支援者の派遣等の体制の確保に努めます。
- ④ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を充実させ、若年層を含めた意思疎通支援者の人材育成を図るとともに、派遣、設置等による支援を行うことで、盲ろう者の社会参加を推進します。
- ⑤ 失語症者の社会参加を促進するため、失語症者向けの意思疎通支援者の養成研修を実施することにより、若年層を含めた支援者の人材育成を図るとともに、支援者を派遣できる体制を市町とともに構築します。

- ⑥ 聴覚障害者の社会的障壁を除去するため、耳マーク表示板の設置や県有施設における電光掲示板等の設置を推進することなどにより、聴覚障害者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備を推進します。
- ⑦ 県職員が、手話等を学習する取組を推進するため、職員に対して手話等に関する研修を行うとともに、庁内掲示板において毎月手話動画を掲載します。
- ⑧ 聴覚障害者が円滑に県政に関する情報を取得し、県政に対する意思を表示することができるよう、県が主催するイベントや知事の記者会見等において手話通訳を導入するなど、意思疎通手段を用いた情報発信を行います。
- ⑨ 災害発生時や感染症の感染拡大時などの非常時において、聴覚障害者が安全を確保するために必要な情報を速やかに取得できるよう、対策本部会議等における手話通訳の配置・要約版の作成を行います。また、聴覚障害者にも配慮した災害情報や緊急速報メールの発信を行うとともに、報道機関に対しても手話通訳や字幕付きの放送がされるよう働きかけを行います。
- ⑩ 県民からの聞こえや補聴器具等に関する相談、聴覚障害者からの日常生活における相談等を受け付けるとともに、佐賀県聴覚障害者サポートセンター（みみサポ）の機能の充実を図ります。
- ⑪ 聴覚障害者が利用しやすいサービスの提供や聴覚障害者が職場でのコミュニケーションをとりやすく、働きやすい環境の整備等を行う事業者に対し、必要な支援を行うように努めます。
- ⑫ 佐賀県立視覚障害者情報・交流センター“あいさが”や佐賀県聴覚障害者サポートセンター（みみサポ）において、情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障害者に対する利用の支援を行います。
- ⑬ 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及を図ります。

(4) 行政情報アクセシビリティの向上

- ① 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みとともに、ウェブアクセシビリティ（※17）の向上等に向けた取組を促進します。
- ② 県の情報提供にあたり、障害の特性に応じたウェブサイト（※18）の立ち上げに向けて、障害者や支援団体と検討するとともに、構築したウェブサイトの活用講座を実施するなど、実際の活用に向け検討します。
- ③ 災害発生時や感染症の感染拡大時などの非常時に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、市町と連携し、誰にでもわかりやすい表現の使用や手話通訳、要約筆記の活用など、障害の特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。（再掲）
- ④ 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字版、CDや音声コード等による音声版、又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供の充実を図ります。

- ※17) ウェブアクセシビリティ…障害者や高齢者といった、ホームページ等の利用になんらかの制約があるなど利用に不慣れな人々を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること
- ※18) ウェブサイト…インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集合。ウェブページ。ホームページ。（「デジタル大辞泉」小学館より）

Ⅲ 地域で誰もが夢を語り合う共生社会

1. 教育

【現状と課題】

近年、時代の進展とともに特別支援教育は、障害のあるこどもの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、誰もが生き生きと活躍できる社会を形成していく基礎となるものとして、重要な役割を担っていると言えます。

そうした特別支援教育の進展に伴い、近年は幼稚園、小・中・高等学校等において発達障害を含めた障害のある子どもたちが多く学んでいます。また、特別支援学校においては、重複障害者である子どもも多く在籍しており、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援の必要性が求められています。

このような状況の変化に対応し、障害のあるこどもが自己のもつ能力や可能性を伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うためには、特別支援学校や幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校の教員の専門性の向上を図る必要があります。

また、障害のあるこどもと障害のないこどもができるだけ同じ場で共に学ぶことができる環境をつくり、こどものころから共生社会の形成に向けた豊かな人間性を育て、多様性を尊重する心を育むことが重要です。

(1) 教育環境の整備

- ① 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、誰もが使いやすい教育環境の整備を計画的に進めていくとともに、障害がある児童生徒等の特質に合わせて必要な施設整備を行うなど、必要な環境を整備していきます。
- ② スクールバス等、特別支援学校の児童生徒等の通学負担を軽減するとともに、知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、教育環境の改善を図ります。
- ③ 特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校において、特別支援教育に係る研修等を通して、教職員の指導力の向上を図るとともに、医療や福祉、労働等の関係機関との連携を推進し、障害のある児童生徒等一人一人の教育の充実に努めます。

- ④ 特別支援学校において、児童生徒等一人一人の教育的ニーズに対応した、より質の高い教育の実現を目指すため、教員の特別支援学校免許状の保有率向上を図ります。
- ⑤ 児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等に対応するため、発達障害者を含む障害のある児童生徒等に携わる教職員を大学や国の研究機関等に派遣し、より高度な専門性を有する教職員を育成します。
- ⑥ 特別支援学校において、日常的にたんの吸引や経管栄養、導尿等を必要とする児童生徒の医療的ケアを行うために、必要な看護師を配置し、実施体制の充実を図ります。
- ⑦ 早期からの教育相談、支援体制の充実については、年2回の就学事務担当者会を開催し、就学に係る考え方や手続き等について市町教育委員会に情報提供します。また、障害のある幼児児童生徒に対する適切な教育支援を行うため、専門家等を幼稚園・保育所等に派遣し、一人一人に応じた支援の内容と方法や、校内における支援体制づくりについて指導・助言を行う学校生活支援事業については、今後も引き続き取り組みます。
- ⑧ 特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒については個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成が義務化されました。これに伴い、特別支援教育室が主催する研修会、調査等を通して、その効果的な活用について周知を図るとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- ⑨ 県立学校においては、障害のある生徒に対する生活上の介助や学習活動上の支援を行うために、必要に応じて特別支援教育支援員の配置を行います。また障害のある生徒のために、特別支援教育の充実を図る私立学校に対して助成を行います。
- ⑩ 学校図書館においては、公共図書館との連携を図ることで、障害者の読書環境の整備を図ります。
- ⑪ 公共図書館では、障害のあるなしにかかわらず、県民誰もがいつでもどこでも読みたい本が手に取れる環境づくりを図ります。

- ⑫ 佐賀県立視覚障害者情報交流・センター“あいさが”において、点訳・音訳奉仕員の養成、点字図書・録音図書の制作、収集及び貸出しや、広報誌の音訳などを行うことにより、視覚障害者への情報提供を充実します。
(再掲)
- ⑬ 聴覚に障害のある幼児、児童生徒等が通学する県立学校において、教職員の意思疎通手段に関する知識や技能を向上させるために必要な措置を講ずるとともに、聴覚に障害のある児童等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めます。
- ⑭ 県立学校に通学する聴覚に障害のある児童等やその保護者からの学校における意思疎通手段の利用に関する相談に応じ、必要な支援を行うよう努めます。
- ⑮ 学校（県立学校を除く）の設置者に対し、意思疎通手段の理解の促進に関する情報提供、助言その他必要な支援に努めます。

(2) インクルーシブ教育システム（※19）への対応

- ① 就学相談・就学先決定について、早期からの教育相談の充実等、適切な教育支援のための体制整備に係る市町教育委員会への支援として、就学相談等の担当者会で必要な情報提供等を行います。
- ② 合理的配慮及び基礎的環境整備等について、引き続き市町教育委員会と連携し、理解の促進を図ります。
- ③ 障害のある児童生徒等の自立と社会参加を促進することができるよう、特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校の教員の専門性の向上を図り、連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれで特別支援教育の充実を図ります。

※19) インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みとされている。

- ④ 特別支援学校の児童生徒等が、幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校や地域の人々と様々な活動を共にすることにより、幅広い社会性を養うとともに、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との相互理解を推進するなど、交流及び共同学習の充実に努めます。
- ⑤ 特別支援学校及び幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校において、福祉・医療・労働等の関係機関と協力して、障害のある児童生徒等の発達段階に応じた個別の教育支援計画を作成し、就学前から高等学校卒業まで、一人一人のニーズに応じた一貫した教育を行います。
- ⑥ 特別支援学校が、幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援を行うとともに、保護者等からの教育相談に応じることができるよう教職員の専門性を一層向上させ、地域の特別支援教育のセンター的役割を強化します。
- ⑦ 障害のある児童生徒等の中等教育への就学を促進するため、入学試験において、個々の障害に応じた適切な配慮を行います。
- ⑧ すべての幼稚園、小・中・義務教育学校・高等学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、校内の支援体制の充実に努めます。また、校内委員会を設置し、特別支援学校と連携するなどしてその機能を強化し、発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援の充実に努めます。
- ⑨ 障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが体験活動を通してお互いに交流を深めていくことが重要であり、地域住民の参画を得て、放課後等にすべての子どもを対象として多様な活動を行う「放課後子供教室」を推進します。

(3) 障害者等の国際理解、国際交流の推進

- ① 特別支援学校等に、在住外国人、JICA（※20）派遣経験者などを講師として派遣し、佐賀県国際交流協会と協力して国際理解講座を開催するとともに、海外の学校との交流を支援します。

※20) JICA（独立行政法人国際協力機構）…日本の政府開発援助を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行う。

2. 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

障害のあるなしにかかわらずともに暮らしやすい佐賀県を実現するためには、障害や障害者に対する県民一人一人の理解を深めていくことが必要です。

県で障害者の理解啓発のために取り組んでいる「障害者月間」について、知っているという県民の割合が20.0%という状況であり、まだまだ障害者についての認知度が低く更なる広報・啓発活動に取り組む必要があります。

(1) 広報・啓発活動の推進

- ① 県ホームページや県民だより、パンフレット等により広報・啓発を行います。また、テレビ、ラジオ、新聞等パブリシティを活用し、障害の特性に応じた効果的な広報を行います。
- ② 企業、民間団体と連携し、効果的な広報活動を展開するとともに、福祉、労働、教育等の各行政分野の連携による幅広い啓発・広報を推進します。
- ③ 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。（再掲）
- ④ 県の情報提供にあたり、障害の特性に応じたウェブサイト立ち上げに向けて、障害者や支援団体と検討するとともに、構築したウェブサイトの活用講座を実施するなど、実際の活用に向け検討します。（再掲）

(2) 障害及び障害者理解の促進

- ① 「佐賀県障害者月間（障害者週間（12月3日～12月9日）を含む11月15日～12月14日の1ヶ月間）」、「人権週間（12月4日～12月10日）」、「世界自閉症啓発デー（4月2日）」等を中心とした各種イベントへの県民、ボランティア団体、障害者団体、企業等の参加のもとに継続的な啓発活動を促進します。特に「障害者月間」については、体験型事業や各種イベント、広報活動を集中的かつ効果的に行うことにより、障害に対する県民の理解促進を図ります。

- ② 県民に対して、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、身障者用駐車スペース等に対する理解を促進し、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。
- ③ 障害のある幼児、児童、生徒と障害のない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、小中学校等の居住地校交流等により、障害に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。
- ④ 地域住民の障害者に対する理解を引き続き促進します。とりわけ、精神障害、知的障害、発達障害等については、その障害の特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。
また、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。
- ⑤ 障害のある人とない人との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障害や障害者に対する理解を促進します。
- ⑥ 小中学生や高校生の障害に対する理解を促進するため、障害者や障害者の支援者などが学校を訪問し、課外授業を実施します。
- ⑦ 障害者施設の行事への地域住民の参加や、地域行事への施設入所者の参加を促すことにより、障害者と地域住民との交流を促進します。
- ⑧ 援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組みます。(再掲)

(3) ボランティア活動等の推進

- ① 県内のCSO活動の現状を踏まえ、地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づくりを進めるとともに、CSOと行政、CSOと企業等とが様々な形で協働できるように取り組むなど、県民の社会参加活動を推進します。

3. 差別解消及び権利擁護等の推進

【現状と課題】

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受けて、県では平成30年9月に「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を制定しました。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、事業者も障害者への合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、令和5年10月に条例改正を行いました。

この法律及び条例は、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を通して、障害者の差別解消を推進することを目的としていますが、そのためには、県民一人一人に、法や条例の目的や趣旨を理解していただく必要があります。

障害者虐待防止に関しては、障害福祉サービス事業所の職員への出前講座や研修会等を実施し、障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

- ① 障害者差別解消法に基づき策定した「職員対応要領」を県職員に周知徹底し、県職員一人一人が適切に対応できるようにします。
- ② 法・条例の改正内容を踏まえ、出前講座やリーフレットの配布等の広報・啓発活動に積極的に取り組みます。
- ③ 「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」に基づき、県民や地域コミュニティに対し、それぞれの立場でどのように取り組んでいけばいいのかを示します。
- ④ 障害者雇用促進法の規定に基づく雇用分野における障害者に対する差別の禁止や障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）により、障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障害者がある特性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

(2) 権利擁護の推進

- ① 障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、障害者の権利擁護を図ります。
- ② 障害福祉サービス事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会や出前講座を開催するとともに、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底します。また、市町担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、早期発見、障害者虐待認定と対応の在り方等についての理解を深めます。
- ③ 障害者虐待防止法等に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法等の適切な運用を通じ、障害児者に対する虐待の防止及び養護者を含めた家族に対する支援に取り組みます。
- ④ 障害者虐待の防止につながるという観点から、強度行動障害の理解促進を図るための強度行動障害支援者の研修を実施するとともに、強度行動障害の支援体制の整備を図るため、困難事例を抱えている支援者に経験豊富な人材をアドバイザーとして派遣し、支援者の負担軽減及び不安解消に取り組みます。
- ⑤ 障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう取組を進めます。
- ⑥ 自ら意思を決定することが困難な障害者が、日常生活や社会生活に関して、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を進めます。
- ⑦ 障害者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談対応・紛争解決を図るための体制を整備します。

(3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

- ① 学識経験者、当事者団体、支援団体、福祉、医療・保健、雇用、法曹、国の機関、地方公共団体などで構成する「佐賀県障害者差別解消支援地域協議会」において、情報共有及び意見交換を行うことにより、障害を理由とする差別に関する相談や相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効率的かつ円滑に行います。
- ② 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害の状態などに考慮したサービスの提供を行います。
- ③ 行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障害者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮を徹底します。
- ④ 障害者の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。(再掲)

(4) 選挙等における配慮等

- ① 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字版、CDや音声コード等による音声版、又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供の充実を図ります。(再掲Ⅱ-3-(4)-④)
- ② 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障害者が障害特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、取組事例の周知等を通じて投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組を促進します。また、選挙人を介護する者やその選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。

③ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害者の投票機会の確保を図ります。

④ 全国選挙管理委員会による主権者教育の取組の事例収集を行うとともに、障害のある個々のこどもに応じた取組の実施に向け、各自治体の実施事例について周知を行うなど、主権者教育の充実を図ります。

(5) 司法手続等における配慮等

① 被疑者あるいは被告人となった障害者がその権利を円滑に行使することができるよう、刑事事件における手続の運用において、障害者の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、障害や障害者に対する理解を深めるため、必要な取組を実施します。

② 知的障害等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画の実施に努めます。

なお、実施対象の選定には、公的な認定の有無やその程度を確認して行い、心理・福祉関係者等の助言等にも配慮します。

③ 矯正施設に入所する又は起訴猶予となった障害者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センター（※21）、保護観察所等の関係機関が連携し、障害者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。

④ 弁護士等の連携のもと、罪を犯した障害者等の社会復帰の障害となり得る法的紛争の解決等に必要な支援を行うなど、円滑な社会復帰支援の充実を図ります。

※21) 地域生活定着支援センター…矯正施設（刑務所、少年院）退所後、自立した生活を営むことが困難な障害者や高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、必要な福祉サービスにつなげるための調整等の支援を行う機関。

関連成果指標

関連項目 No.	事項	現状 (直近の値)	目標
	1. 生活支援		
I-1-(2)-⑦	障害者グループホームの定員数	2,329人(2022年度)	2,545人(2026年度)
I-1-(3)-①	障害児通所支援事業所数	350カ所(2022年度)	400カ所(2026年度)
I-1-(5)-②	強度行動障害支援者研修受講者数	1,998人(2022年度)	2,503人(2026年度)
I-1-(4)-②	サービスの質の向上を図るための体制構築	体制有(2022年度)	体制有(2026年度)
	2. 保健・医療		
I-2-(1)-②	医療型レスパイト施設の設置数	4圏域(北部、中部、東部、南部)に8カ所(2022年度)	8カ所以上(全5圏域に1以上の施設の設置)(2026年度)
I-2-(4)-⑤	難病相談支援センター利用者満足度調査における「満足」「ほぼ満足」の回答率	100%(2022年度)	100%(2026年度)
	統合失調症の入院患者数	1,583人(2022年度)	減少(2026年度)
I-2-(2)-⑩	心の健康づくり実行宣言事業所の数	156カ所(2019年度)	160カ所(2026年度)
I-2-(2)-⑦	精神病床における入院後12か月時点の退院率	85.8%(2019年度)	87.8%(2026年度)
I-2-(2)-⑦	入院中の精神障害者のうち、高齢5年以上入院からの退院者数	114人(2022年度)	増加(2026年度)
	3. 教育		
II-1-(2)-③	特別支援学校高等部の生徒における就職者率	32.9%(2022年度)	37.2%(2026年度)
III-1-(2)-④	特別支援学校児童生徒の居住地校交流実施率	26.4%(2022年度)	31.3%(2026年度)

関連項目 No.	事項	現状 (直近の値)	目標
	4. 文化芸術活動・スポーツ等		
Ⅱ-2-(2)-①、④	日常的にスポーツに親しむ障害者の割合	40.3% (2022年度)	42.0%以上 (2026年度)
Ⅱ-2-(1)-①	佐賀県障害者芸術文化活動支援センターの設置	設置 (2022年度)	設置 (2026年度)
Ⅱ-2-(1)-③	字幕・手話入りDVD等貸出数	131件 (2022年度)	360件 (2026年度)
	5. 雇用・就業等		
Ⅱ-1-(1)-⑦	民間企業の障害者雇用率	2.76% (2022年度)	2.96% (2026年度)
	公的機関の障害者雇用率	県の機関及び教育委員会は、法定雇用率達成 地方独立行政法人は、法定雇用率未達成 市町の機関は、30機関中、24機関が法定雇用率達成 (2022年度)	県内の全ての公的機関で法定雇用率達成 (2026年度)
Ⅱ-1-(5)-①	県庁における福祉施設からの調達額	46,846千円 (2022年度)	51,000千円 (2026年度)
Ⅱ-1-(5)-③	一般就労への年間移行者数	133人 (2022年度)	174人 (2026年度)
Ⅱ-1-(1)-②	就労継続支援B型等の平均工賃月額	19,855円 (2022年度)	25,120円 (2026年度)
Ⅱ-1-(4)-①	43.5人以上の規模の企業で雇用される精神障害者数	456人 (2022年度)	570人 (2026年度)
	43.5人以上の規模の企業で雇用される身体障害者数	1,179人 (2022年度)	1,200人 (2026年度)
	43.5人以上の規模の企業で雇用される知的障害者数	693人 (2022年度)	806人 (2026年度)
Ⅱ-1-(3)-②	障害者就業・生活支援センター利用者の就職件数	217件 (2022年度)	200件以上 (2026年度)
Ⅱ-1-(3)-①	障害者就業・生活支援センター1年後の定着率	71.2% (2022年度)	80.0%以上 (2026年度)

関連項目 No.	事項	現状 (直近の値)	目標
	6. 生活環境		
I-3-(4)-⑧	PP制度協力施設数	1,908 施設 (2022 年度)	2,000 施設 (2026 年度)
I-3-(2)-②	地域交通の見直しや利用促進に取り組む市町の数 (単年度単位)	8 市町 (2022 年度)	10 市町 (2026 年度)
I-3-(1)-③	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.7% (2022 年度)	4.0% (2025 年度)
I-3-(1)-③	居住支援法人の活動する市町数	20 市町 (2022 年度)	20 市町 (2022 年度)
I-3-(1)-④	高齢者の居住する住宅における一定のバリアフリー化率	46.0% (2020 年度)	75.0% (2025 年度)
	7. 安全・安心		
I-4-(1)-③	障害者も参加する防災訓練を実施した市町の数	0 市町 (2022 年度)	20 市町 (2026 年度)
I-4-(1)-⑩	グループホーム、ケアホームの sprinkler 設置率	100% (2022 年度)	100% (2026 年度)
	8. 広報・啓発		
Ⅲ-2-(2)-①	「障害者月間」の認知度	20.0% (2022 年度)	50.0% (2026 年度)
Ⅲ-2-(2)-⑧	ヘルプマークの認知度	64.4% (2022 年度)	80.0% (2026 年度)
Ⅲ-2-(2)-⑥	「課外授業」実施校	・ 高校 39 校 ・ 中学 47 校 (2008～2022 年度)	・ 高校 51 校 ・ 中学 50 校 (2008 年度～2026 年度)

関連項目 No.	事項	現状 (直近の値)	目標
	9. 差別解消及び権利擁護		
Ⅲ-3-(1)-②	障害者差別解消法出前講座回数	15回 (2022年度)	36回 (2026年度)
	佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例の認知度	20.8% (2022年度)	50.0% (2026年度)
Ⅲ-3-(1)-③	障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例の認知度	25.2% (2022年度)	50.0% (2026年度)
Ⅲ-3-(2)-②	虐待に関する出前講座回数	45回 (2022年度)	50回 (2026年度)
	10. 情報アクセシビリティ		
Ⅱ-3-(3)-③	手話通訳者の登録者数	92名 (2022年度)	130名 (2026年度)
Ⅱ-3-(3)-③	要約筆記者等の登録者数	39名 (2022年度)	50名 (2026年度)
Ⅱ-3-(3)-⑤	失語症支援者の養成研修会実施回数	1回 (2022年度)	1回 (2026年度)
Ⅱ-3-(3)-⑥	耳マークの認知度	32.5% (2022年度)	80.0% (2026年度)

第5章

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

1. 成果目標

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する目標として、以下の7つの成果目標を掲げ、目標達成に向けて取り組めます。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等（難聴児支援計画）
- (6) 相談支援体制の充実・強化
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設へ入所されている障害者の地域生活への移行を進めるため、以下の2つの成果目標を設定します。

※福祉施設・・・ここでは、障害者総合支援法第5条第11項で規定する障害者支援施設をいう。

【目標①】

2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6.8%以上が2023（令和5）年度から2026（令和8）年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

2022（令和4）年度末入所者数	2023（令和5）年度から2026（令和8）年度の地域生活への移行者数
1,293人	88人（6.8%）

（※国が基本とする目標値は、6%以上移行することとされています。）

※地域生活への移行・・・施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅（家庭への復帰を含む）へ移したものをいう。

【目標②】

2026（令和8）年度末の施設入所者数を2022（令和4）年度末時点から6.1%以上削減することを目指します。

2022（令和4）年度末入所者数	2026（令和8）年度末時点の入所者数
1,293人	1,214人（6.1%削減）

（※国が基本とする目標値は、5%以上削減することとされています。）

○目標設定の考え方

目標①については、各市町の地域生活への移行者数（目標値）を参照し、県の目標値を設定しました。

目標②の施設入所者数については、近年の施設入所者数の減少数と各市町の目標値を勘案したうえで設定しました。

■ 地域生活への移行者数

(単位：人)

	2022 (令和4) 年度末 施設入所者数	2023 (令和5) 年度 (見込)	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2023(令和5)年度から 2026(令和8)年度まで の移行者数の合計	
全体	1,293	17	19	22	30	88	6.8%
中部	494	8	7	7	12	34	6.9%
東部	150	2	1	1	3	7	4.7%
北部	211	1	3	4	5	13	6.2%
西部	132	2	3	3	3	11	8.3%
南部	306	4	5	7	7	23	7.5%

■ 施設入所者数

(単位：人)

	2022 (令和4) 年度末施設 入所者数	2023 (令和5) 年度 (見込)	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2023(令和5) 年度から 2024(令和8) 年度までの 削減数の合計	
全体	1,293	1,282 (△11)	1,267 (△15)	1,243 (△24)	1,214 (△29)	△79	△6.1%
中部	494	489 (△5)	485 (△4)	479 (△6)	469 (△10)	△25	△5.1%
東部	150	148 (△2)	146 (△2)	144 (△2)	140 (△4)	△10	△6.7%
北部	211	208 (△3)	205 (△3)	201 (△4)	196 (△5)	△15	△7.1%
西部	132	133 (1)	131 (△2)	128 (△3)	125 (△3)	△7	△5.3%
南部	306	304 (△2)	300 (△4)	291 (△9)	284 (△7)	△22	△7.2%

■ 障害者支援施設の必要入所定員総数

障害者支援施設の必要入所定員総数については、下記のとおりです。

2024(令和6)年度	2025(令和7)年度	2026(令和8)年度
1,267人	1,243人	1,214人

福祉施設の入所者の地域生活への移行のための取組

■相談支援の充実

障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口の機能の充実を図ります。

具体的には、全ての総合相談窓口で専門家が対応できる体制整備のため、総合相談窓口へ障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣を行います。

■施設退所後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

障害者が地域で生活するために、グループホームの施設・設備整備への補助を行い、障害者の住まいの場を確保します。

○グループホームの箇所数及び定員数

	2022 (令和4)年度 (実績)	2023 (令和5)年度 (見込)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	379箇所	390箇所	401箇所	412箇所	423箇所
定員数	2,329人分	2,383人分	2,437人分	2,491人分	2,545人分

■重度障害者の支援体制の整備

特に、重度障害者向けのグループホームの設備整備等に対する補助を行い、上記に加え地域の重度障害者の受入体制の整備に取り組めます。

また、日中一時支援事業所等で医療的ケアが必要な重度障害者を受け入れた場合に、看護師等確保への支援として運営経費の助成を行います。この他、たんの吸引等の医療行為を実施する介護職員の養成を図り、医療的ケアのニーズに対応できる事業所を増やします。

○重度障害者向けグループホームの箇所数

	2022年度 (令和4年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (見込)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
箇所数	10箇所	11箇所	12箇所	13箇所	14箇所

■レスパイトの充実

在宅で重度障害者を介護されている方の一時休息（レスパイト）のための日中一時支援事業所や短期入所事業所の開設を促進します。特に、重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児の受入体制を充実するため、医療型短期入所を行う施設を増やします。

○医療型短期入所事業所の箇所数

	2022年度 (令和4年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (見込)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所以上 (全5県域 に1以上の施 設の設置)	8箇所以上 (全5県域 に1以上の施 設の設置)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、以下の3つの成果目標を設定します。

【目標①】

2026（令和8）年度の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.2日以上とすることを目指します。

2019（令和元）年度 実績	2026（令和8） 年度
324.1日	325.2日

（国が基本とする目標値は、325.3日以上とすることとされています。）

【目標②】

2026（令和8）年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を2022（令和4）年度末の2,107人から減少させることを目指します。

長期入院患者数…入院期間が1年以上である者の数

（国が基本とする目標値は、国の基本指針で示した式により算定した1年以上長期入院患者数を目標値として設定することとされています。）

【目標③】

2026（令和8）年度における入院後3か月時点の退院率を62.8%以上、6か月時点の退院率を79.8%以上、1年時点の退院率を87.8%以上とすることを目指します。

	2019（令和元）年度 実績	2026（令和8） 年度
3か月時点	60.8%	62.8%
6か月時点	78.5%	79.8%
1年時点	85.8%	87.8%

（国が基本とする目標値は、入院後3か月時点の退院率について68.9%以上、入院後6か月時点の退院率について84.5%以上、入院後1年時点の退院率について91.0%以上とすることとされています。）

○目標設定の考え方

目標①については、佐賀県の現状が全国平均に達していないことから、全国の中央値を目標値として設定しました。

目標②については、国が基本とする目標値と近年の県の動向に乖離があることから、県の現状から減少させることを目標として設定しました。

目標③については、全国の中央値を佐賀県の目標値として設定しました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組

■精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進

精神疾患は、統合失調症や気分障害などの他に、発達障害や、高次脳機能障害、高齢化の進行に伴って急増しているアルツハイマー病などの認知症なども含まれており、住民に広く関わる疾患です。

しかし、精神疾患に関する差別や偏見は根強く、精神障害者の地域移行が進まなかったり、受診が遅れて重症化するなどの弊害があり、精神疾患に関する正しい知識を広めていく必要があります。

■保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ

各圏域及び市町において、関係機関による精神障害者の支援のための協議が円滑にできるよう、情報提供や関係機関の調整など助言やバックアップを行います。

■措置入院者退院後支援事業

措置入院者の退院後支援事業等の取組みを進め、精神障害者が安心して自分らしく生活できるよう、関係機関と連携し支援します。

■退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

特に、精神障害者が地域で生活するために、グループホームの施設・設備整備への補助を行い、精神障害者の住まいの場の確保を積極的に促進していきます。

精神障害者が利用できるグループホーム数

	2022 (令和4)年度 (実績)	2023 (令和5)年度 (見込)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	38箇所	40箇所	41箇所	42箇所	43箇所

■医療機関への1年以内の退院促進の働きかけ

病院実地指導時に、院内の退院支援体制の確認及び指導を行うとともに、精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努めます。

■合同研修の実施

精神科病院の専門職員や市町職員等向けの地域移行に関する合同研修会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携について精神科病院等に働きかけます。

■精神科救急医療システム体制の整備事業

夜間・休日の精神症状悪化時も安心して医療にかかることができるよう、精神科救急医療システムの体制整備を図るとともに、24時間相談窓口の設置について検討を行います。

(3) 地域生活支援の充実

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域における生活の安心を確保するため、次の成果目標を設定します。

【目標①】

2026（令和8）年度末までの間、地域生活支援拠点等（多機能拠点整備型又は面的整備型）を障害保健福祉圏域ごとに1つ以上確保し、コーディネーターの配置や緊急時の連絡体制の構築等、その機能等が維持・充実されることを目指します。

（※国が基本とする目標値は、各市町村（複数市町村による共同整備を含む）に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することとされています。）

※多機能拠点整備型…必要な機能を集約し、グループホームや、障害者支援等に付加した拠点の整備

※面的整備型…地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備

【目標②】

各圏域の自立支援協議会の拠点部会等において、年に1回以上は拠点等が有する機能の充実に向けた検証、検討を実施します。

（※国が基本とする目標値は、拠点等が有する機能の充実に向け、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討を実施することとされています。）

【目標③】

佐賀県発達障害者支援地域協議会の作業部会である強度行動障害支援部会において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握するとともに、支援者フォローアップ研修やアドバイザー派遣事業を実施し、支援体制の整備を進めます。

（※国が基本とする目標値は、市町村または圏域において強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。）

○佐賀県における拠点等の考え方

拠点等は次の3つの機能を備えていることを基本とします。

①コーディネーターの配置

（地域生活を支援するための様々な資源の総合調整を図るコーディネーターが配置されていること）

②短期入所施設の整備（緊急時直ちに保護できること）

③原則、365日対応（いつでも対応できること）

- ・ 障害者支援施設を拠点等とする際には、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害児者に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとするのが求められています。
- ・ 面的な体制で整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害児者に対する支援を確保していることが求められています。

地域生活支援の充実のための取組

拠点等の機能の充実にあたっては、県自立支援協議会において、他地域の好事例（優良事例）の紹介、現状や課題等を把握し共有するなど、継続的な支援を行います。

また、拠点等の円滑な利用を促進するため、取組情報を幅広く周知することに努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

障害者の働く場が確保され、必要な収入を得ながら地域で自立した生活を送れるよう、次の成果目標を設定します。

※福祉施設・・・ここでは、障害者総合支援法第5条第7項、第12項、第13項及び第14項で規定する支援を実施する施設（就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練））をいう。

【目標①】

福祉施設の利用者のうち、2026（令和8）年度中に一般就労に移行する者を2021（令和3）年度実績の1.28倍以上の176人を目指します。

そのうち、就労移行支援は1.31倍の45人、就労継続支援A型は1.29倍の60人、就労継続支援B型は1.28倍の64人を目指します。

	2021年度 (令和3年度) (実績)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
移行者数	137人	160人	168人	176人
うち就労移行支援	34人	41人	43人	45人
うち就労継続支援A型	46人	54人	57人	60人
うち就労継続支援B型	50人	58人	61人	64人

(※国が基本とする目標値は、1.28倍以上（うち就労移行支援は1.31倍以上、就労継続支援A型は1.29倍以上、就労継続支援B型は1.28倍以上）とすることとされています。)

【目標②】

2026（令和8）年度における就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上である事業所が、就労移行支援事業所の5割以上を占めることを目指します。

	2021年度 (令和3年度) (実績)	2026年度 (令和8年度)
就労移行率が5割以上の事業所の割合	6.7割	5割以上

(※国が基本とする目標値は、5割以上とすることとされています。)

【目標③】

地域の就労支援ネットワークの強化、雇用や福祉等の関係機関の連携した支援体制の構築について、協議会（就労支援部会）等を活用して推進します。

（※国が基本とする目標値は、地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会（就労支援部会）等を活用して推進することとされています。）

【目標④】

就労定着支援事業の利用者数を 2026（令和 8）年度中に令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上となることを目指します。

	2021 年度 (令和 3 年度) (実績)	2026 年度 (令和 8 年度)
利用者数	28 人	40 人以上

（※国が基本とする目標値は、1.41 倍以上とすることとされています。）

【目標⑤】

就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2026（令和 8）年度中に 2 割 5 分以上とすることを目指します。

※一定期間の就労定着率…過去 6 年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

	2021 年度 (令和 3 年度) (実績)	2026 年度 (令和 8 年度)
就労移行率が 7 割以上の事業所の割合	—	2 割 5 分以上

（※国が基本とする目標値は、2 割 5 分以上とすることとされています。）

○目標設定の考え方

目標①及び④については、県における直近の実績及び国の目標値から算出し、設定しました。

目標②、③及び⑤については、国が基本とする目標値を佐賀県の目標値として設定しました。

福祉施設から一般就労への移行のための取組

■就労支援スタッフによる支援

県就労支援室に配置している障害者就労支援スタッフが、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）や障害者就業・生活支援センターなど就労支援機関と連携し、就労移行支援事業所など一般就労を目指す福祉施設の利用者等の就労支援を行います。

■障害者就業・生活支援センターとの連携

県内に4か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、職場定着支援を実施するとともに、企業に対しても助言を行う等、定着に向けた支援を行います。

■障害者就労支援チームによる就労支援

労働局、ハローワーク等関係機関と連携して、障害者雇用に係る制度の周知や障害者雇用促進に関する啓発活動を行います。

また、ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うことにより、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行います。

■障害者の就労移行・定着支援

障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう、就労移行を支援するとともに、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりサービスを行う就労定着支援を促進します。

■就労移行支援事業所の充実

障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所における支援の充実を図ります。また、精神障害者の就労を進めるため、医療機関等と連携し精神障害者の就労移行支援の利用を促進します。

■企業への障害者雇用の働きかけ

法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワーク、障害者職業センターと連携した働きかけを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。

また、国が補助する「特定求職者雇用開発助成金」等の情報を企業へ周知することにより、企業における雇用の場の確保を図ります。

なお、企業への職場定着を図る取組も重要であるため、ジョブコーチ支援の活用促進についても併せて行います。

■障害者雇用促進企業等の登録

県の物品等の調達においては、「障害者を多数雇用している事業所」「障害者就労施設から積極的に物品等を調達している事業者」を優遇する制度に取り組んでおり、制度の周知及び登録事業者の増加促進を図ります。

■多様な委託訓練の実施

障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、民間教育訓練機関等の委託訓練先を開拓し、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施します。

■レッツ・チャレンジ雇用

さまざまな要因により就職に至っていない就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者等）に対し、知識・技能の習得と併せて就業機会を提供します。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（難聴児支援計画）

■障害児に対する重層的な地域支援体制の構築のための目標

【目標①】

2026（令和8）年度末までに、地域における中核施設として、児童発達支援センターを各圏域に少なくとも1か所以上設置することを目指します。

（※国が基本とする目標値は、2026（令和8）年度末までに各市町村に1か所以上設置することとされています。）

なお、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置でもよいとされています。）

（参考）児童発達支援センターの設置状況（2022（令和4）年度末）

圏域	設置数
中部	2
東部	1
北部	2
西部	0
南部	2

【目標②】

難聴児支援計画を策定し、2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センター等を活用した難聴児支援の中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制を構築することを目指します。

（※国が基本とする目標値は、各都道府県において、児童発達支援センター等を活用し、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることとされています。）

【目標③】

2023（令和5）年度末までに、各圏域におけるニーズの増加に応じ、保育所等訪問支援事業所の数を増加させ、すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。また、各圏域ごとの児童発達支援センターを中心に地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る体制を構築することを目指します。

（※国が基本とする目標値は、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。）

（参考）保育所等訪問支援事業所の設置状況（2022（令和4）年度末）

圏域	設置数
中部	5
東部	6
北部	3
西部	1
南部	3

【目標④】

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に円滑に移行できるように、県において、入所児童の移行調整に係る協議の場を設置します。

（参考）移行調整に係る協議の場の設置状況（2022（令和4）年度末）

協議の場の設置状況
無

■医療的ニーズへの対応のための目標

【目標⑤】

2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数を増加させ、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられる体制を確保することを目指します。

（※国が基本とする目標値は、各市町村に1か所以上確保することとされています。なお、市町村単独での設置が困難な場合は圏域での確保でもよいとされています。）

（参考）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置状況（2022（令和4）年度末）

圏域	児童発達支援	放課後等デイサービス
中部	5	9
東部	2	2
北部	2	3
西部	2	2
南部	2	2

【目標⑥】

医療的ケア児支援センターを核とし、2026（令和8）年度末までに、圏域ごとに医療的ケア児等に関する地域コーディネーターを配置するとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が連携し、より地域に密着した支援に取り組むことを目指します。

（※国が基本とする目標値は、各都道府県、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。）

なお、市町村単独での配置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での配置でもよいとされています。）

（参考）医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況（2022（令和4）年度末）

圏域	コーディネーター
中部	無
東部	無
北部	無
西部	無
南部	無

○目標設定の考え方

目標①については、児童発達支援センターが児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、児童発達支援の中核的な施設であるため、各圏域に設置することを目標として設定しました。

目標②については、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援など、難聴児支援の中核機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築することを目標として設定しました。

目標③については、今後、保育所や幼稚園、小学校等で障害児の受入れが進めば、当該サービスのニーズは増加すると見込まれるため、各圏域におけるニーズの増加に応じ、事業所の数を増加させ、各市町において保育所等訪問支援を利用できる体制を確保することを目標として設定しました。

目標④については、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に円滑に移行できるように、県において、令和8年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目標として設定しました。

目標⑤について、重症心身障害児の支援を行うためには、看護師や機能訓練士の配置の必要があることを考慮すると、各市町に1か所の設置は難しいため、各圏域に設置された事業所の数を増加させることを目標として設定しました。

目標⑥について、協議の場に参画する医療的ケア児支援を行う事業所・団体には地域偏在が生じており、市町単位での設置は困難と考えられることから、県及び各圏域に設置することを目標として設定しました。

障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■障害児通所支援

障害児がその障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を受けることができるよう障害児通所支援事業所の充実を図ります。

■障害児入所支援

障害児入所施設は児童相談所と連携を図り、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担います。

また、短期入所機能の充実を図り、特に、重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児の受入体制を充実するため、各圏域に医療型短期入所を行う施設を1箇所以上整備します。

○医療型短期入所を行う施設の現状（2023（令和5）年12月末）

圏域	施設名	市町名
中部	佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市
	ポラーノの広場	小城市
	肥前精神医療センター	吉野ヶ里町
東部	若楠療育園	鳥栖市
	東佐賀病院	みやき町
	短期入所サービスあおぞら	基山町
北部	からつ医療福祉センター・アルトン	唐津市
	ショートステイ orange	唐津市
西部	なし	
南部	なし	

■各種研修

○療育支援センターにおける各種研修

保育所、幼稚園、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、放課後児童クラブ等の職員、特別支援教育関係者、保護者等障害児支援に携わる者に対し、障害児支援の基礎知識や技法に関する研修を行い、支援スキルの向上を図ることで、障害児が身近な地域で早期に充実した療育を受けることができる環境を整えます。

■関係機関との連携

○子育て支援に係る施策等との連携

子ども・子育て支援法等に基づくこども・子育て支援施策や母子保健福祉法、児童福祉法等に基づく母子保健施策との連携を深め、ライフステージに応じた障害児支援を行います。

○教育との連携

就学時や卒業時等に必要な支援が分断されないよう、教育委員会等との連携体制を確保し、保育所等や学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等が一体となって支援を継続する体制を構築します。

■障害児等療育支援事業

身近な地域で療育が受けられるよう、県内に6か所ある事業所において、在宅の障害児者の地域における生活を支えるための支援を行います。

圏域	施設名	市町名
中部	佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市
	佐賀県療育支援センター	佐賀市
東部	若楠療育園	鳥栖市
北部	佐賀整肢学園からつ医療福祉センター	唐津市
西部	なし	
南部	くろかみ学園	武雄市
	多機能型支援センターそら	鹿島市

■医療的ケア児等の協議の場に係る取組

県レベルの協議の場を先行して設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各分野の連携を深め、各圏域の協議の場が円滑に設置されるよう支援します。

■発達障害児に係る取組

発達の気になる子の診断の必要性を見極め、個々の特性に合った適切な支援を受けられるよう母子保健と障害福祉との相互連携を図りながら取り組みます。真に診断が必要な子は診断につなぎ、そうでない発達が気になる子に対しては親子教室等の親支援につなぐなど、個々の特性に合った適切な支援を選択して受けられる環境を整備します。

■障害児のこども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保

地域における障害児のこども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や、認定こども園、放課後児童育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの提供体制の整備に努めます。

■難聴児支援に係る取組

新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに、新生児聴覚検査の推進体制を整備します。また、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行います。さらに、難聴と診断された子を持つ家族等への切れ目ない相談支援等を実施します。

児童発達支援センター等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保し、難聴児支援の充実を図ります。

ろう学校等のセンター的機能の強化を図るため、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化

【目標】

2026（令和8）年度末までに、各圏域で総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指します。

また、各圏域の自立支援協議会において、個別の事例を通じて明らかになった課題を踏まえて、地域の支援体制整備を図ります。

（※国が基本とする目標値は、各市町村又は各圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することとされています。）

○目標設定の考え方

基幹相談支援センターについては、自治体の総合相談窓口、相談支援事業所、児童発達支援センター、自立支援協議会等、地域格差があることなどを考慮し、各圏域での設置を目標として設定しました。

相談支援体制の充実・強化のための取組

■相談支援の充実

障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口の機能の充実を図ります。

具体的には、全ての総合相談窓口で専門家が対応できる体制整備のため、総合相談窓口へ障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣を行います。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標】

2026（令和8）年度末までに、県及び市町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指します。

（※国が基本とする目標は、各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとされています。）

○目標設定の考え方

2020（令和2）年4月1日現在で、県及び市町ともに体制が構築されていない状況です。

こうした状況を踏まえつつ、国が基本とする目標を佐賀県の目標として設定しました。

障害福祉サービスの質の向上のための取組

■指導監査結果の関係市町との共有

障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を適正に実施し、その結果を市町と共有します。

■障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町職員の参加を促進し、研修の一層の活用を図ります。

■障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や市町と共有します。

■計画的な人材養成の推進

事業所の利用者が安心して生活できるように、権利擁護や意思決定支援の視点を含めた職員研修を推進します。

■職場環境の改善

職員がいきいきと利用者へのサービスに従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を支援します。

成果目標一覧表

成果目標	現状 2022 (令和4)年度 実績	目標 2026 (令和8)年度
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
① 2022(令和4)年度末施設入所者1,293人から 2026(令和8)年度末までの地域移行者数	—	88人 (6.8%)
② 2022(令和4)年度末施設入所者1,293人から 2026(令和8)年度末時点の施設入所者数	1,293人	1,214人 (△6.1%)
成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	324.1日 ※	325.2日
② 精神病床における1年以上の長期入院患者数	2,107人	減少させる
③ 入院後3か月時点の退院率	60.8% ※	62.8%
6か月時点 //	78.5% ※	79.8%
1年時点 //	85.8% ※	87.8%
成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
① 障害保健福祉圏域(5圏域)ごとに1つ以上確保、機能の維持・ 充実	4圏域	5圏域
② 各圏域において年に1回以上、機能の充実に向けた検証、検討	4圏域	5圏域
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行		
① 2026(令和8)年度の一般就労移行者数	137人	176人
うち就労移行支援からの移行者数	34人	45人
うち就労継続支援A型からの移行者数	46人	60人
うち就労継続支援B型からの移行者数	50人	64人
② 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労移行者の割合が5 割以上の事業所の割合	6.7割	5割以上
③ 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制 を構築するための、協議会等を活用した取組	—	取組を進める
④ 就労定着支援事業の利用者数	28人	40人以上
⑤ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上と なる事業所の割合	—	2.5割以上

成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等		
① 児童発達支援センターを各圏域に1か所以上設置	4 圏域	各圏域に 1か所以上
② 難聴児支援の中核機能を果たす体制を整備	未整備	整備
③ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	9 事業所	増加させる
④ 入所児童の移行調整に係る協議の場の設置	未設置	設置
⑤ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所の確保	31 事業所	増加させる
⑥ 医療的ケア児支援に関する地域コーディネーターの配置	—	5 圏域
成果目標 6 相談支援体制の充実・強化		
① 各圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確立	—	確立
成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
① 障害福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制の 構築	—	構築

※ 現状の数値は、2022（令和4）年度の実績

取 組
成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談支援の充実 ■ 施設退所後の住まいの場の確保のためのグループの整備 ■ 重度障害者の支援体制の整備 ■ レスパイトの充実
成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
<ul style="list-style-type: none"> ■ 精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進 ■ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ ■ 措置入院者退院後支援事業 ■ 退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備 ■ 医療機関への1年以内の退院促進の働きかけ ■ 合同研修の実施 ■ 精神科救急医療システム体制の整備事業
成果目標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用状況等の検証と体制強化等の検討
成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行
<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労支援スタッフによる支援 ■ 障害者就業・生活支援センターとの連携 ■ 障害者就労支援チームによる就労支援 ■ 障害者の就労移行・定着支援 ■ 就労移行支援事業所の充実 ■ 企業への障害者雇用の働きかけ ■ 障害者雇用促進企業等の登録 ■ 多様な委託訓練の実施 ■ レッツ・チャレンジ雇用
成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害児通所支援 ■ 障害児入所支援 ■ 各種研修 ■ 関係機関との連携 ■ 障害児等療育支援事業 ■ 医療的ケア児等の協議の場にかかる取組 ■ 発達障害児に係る取組 ■ 障害児のこども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保
成果目標 6 相談支援体制の充実・強化
<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談支援の充実

取 組

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 指導監査結果の関係市町との共有
- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- 計画的な人材養成の推進
- 職場環境の改善

2. 障害福祉サービス等の見込み及びその確保のための方策等

(1) 県全体の障害福祉サービス等の量の見込み

障害福祉サービス等の見込量は市町の障害福祉計画における障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援の見込量をもとに設定したものです。

■ 県全体の障害福祉サービス等の量（1月あたり）

※ 障害者支援施設における日中活動系サービスの事業所数（定員）は、各日中活動系サービスにも計上

サービス	区分	事業所 (2023(令和5)年 12.1現在)		2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位
		事業所数	定員	利用者数	利用者数				サービス量	サービス量			
訪問系	居宅介護	102	—	1,100	1,183	1,226	1,271	時間	15,467	16,352	16,825	17,298	
	重度訪問介護	82	—	28	36	39	41		6,039	6,479	6,924	7,269	
	同行援護	26	—	155	175	181	186		1,657	1,953	2,061	2,151	
	行動援護	15	—	127	149	156	163		1,585	1,915	1,988	2,119	
	重度障害者等包括支援	0	—	0	0	0	0		0	0	0	0	0
日中系	生活介護	69	1,172	2,214	2,262	2,277	2,293	人	41,710	42,986	43,236	43,513	
	自立訓練（機能訓練）	1	14	37	50	51	55		194	349	355	383	人日
	自立訓練（生活訓練）	9	94	93	93	90	91		888	1,025	1,001	1,198	
	就労選択支援	—	—	—	—	87	182		—	—	—	—	—
	就労移行支援	17	133	207	241	263	284		1,729	2,032	2,253	2,427	人日
	就労継続支援（A型）	57	930	1,029	1,158	1,231	1,314		17,587	20,511	21,742	23,081	人日
	就労継続支援（B型）	173	3,696	3,474	3,731	3,902	4,084		55,877	60,863	63,670	66,776	
	就労定着支援	10	—	40	49	52	55		—	—	—	—	—
	療養介護	5	565	358	360	363	363		—	—	—	—	—
短期入所	90	—	373	430	453	480	1,729	2,042	2,153	2,299	人日		
居住系	自立生活援助	1	—	15	28	31	35	—	—	—	—	—	
	グループホーム	414	2,444	1,872	2,072	2,200	2,334	—	—	—	—	—	
相談支援	施設入所支援	21	1,268	1,335	1,310	1,283	1,261	—	—	—	—	—	
	計画相談支援	111	—	5,383	5,916	6,194	6,482	—	—	—	—	—	
	地域移行支援	10	—	7	29	38	46	—	—	—	—	—	
	地域定着支援	10	—	13	27	28	30	—	—	—	—	—	

【現状と課題】

県全体における事業所の数については、居住系サービスのグループホームは充足しているものの、圏域によっては不足している地域もあります。

また、日中系サービスの生活介護は不足しています。

なお、計画相談支援の利用者は引き続き増加することが予想されるため、計画的な体制の整備が必要です。

※ 時間・・・月間のサービス提供時間

※ 人日・・・「月間の利用者数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※ 人・・・月間の利用者数

(2) 障害保健福祉圏域ごとの課題と基盤整備促進

障害保健福祉圏域ごとの今後3年間にわたるサービス見込量をもとに、必要となる障害福祉サービス事業所について分析します。

①中部障害保健福祉圏域

【概要】

市 町：佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町

人 口：336,930人（令和5年11月1日現在）

障害者数：23,338人（令和4年度末現在手帳所持者数）

身体障害者手帳所持者数	15,686人
療育手帳所持者数	4,080人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	3,572人

サービス	区分	事業所 (2023(令和5)年 12.1現在)		2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	
		事業所数	定員	利用者数	利用者数				サービス量	サービス量				
訪問系	居宅介護	49	—	404	416	422	429	人	5,968	6,139	6,186	6,247	時間	
	重度訪問介護	37	—	10	14	16	17		2,152	2,630	2,930	3,190		
	同行援護	10	—	80	88	91	93		914	1,116	1,194	1,262		
	行動援護	5	—	78	84	87	90		869	1,005	1,039	1,095		
	重度障害者等包括支援	0	—	0	0	0	0		0	0	0	0		0
日中系	生活介護	33	604	935	962	977	993	人	17,688	18,452	18,728	19,015	人日	
	自立訓練（機能訓練）	1	14	29	34	35	37		139	192	198	206		
	自立訓練（生活訓練）	7	78	69	62	59	58		647	665	648	652		
	就労選択支援	—	—	—	—	49	104		—	—	—	—		—
	就労移行支援	9	78	106	132	142	152		767	915	969	1,027		
	就労継続支援（A型）	27	475	449	536	586	641		7,245	9,144	9,973	10,862		
	就労継続支援（B型）	80	1,761	1,560	1,729	1,827	1,931		24,492	27,796	29,416	31,141		
	就労定着支援	3	—	12	16	17	19		—	—	—	—		—
	療養介護	2	275	153	152	154	154		—	—	—	—		—
短期入所	39	—	164	187	195	204	494	556	562	578	人日			
居住系	自立生活援助	0	—	0	4	5	5	人	—	—	—	—	—	
	グループホーム	228	1,286	909	1,049	1,130	1,215		—	—	—	—		
	施設入所支援	7	442	512	502	496	489		—	—	—	—		
相談支援	計画相談支援	51	—	2,190	2,414	2,526	2,643	人	—	—	—	—	—	
	地域移行支援	3	—	1	6	7	8		—	—	—	—		
	地域定着支援	3	—	0	5	6	7		—	—	—	—		

【現状と課題】

障害者の数、事業所の数ともに県内で最も多い圏域であり、サービスは全般に充足しています。ただし、佐賀市に事業所が集中しており、圏域内でも偏りがある状況です。

②東部障害保健福祉圏域

【概要】

市 町：鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町

人 口：127,281人（令和5年11月1日現在）

障害者数：7,360人（令和4年度末現在手帳所持者数）

身体障害者手帳所持者数 4,794人

療育手帳所持者数 1,254人

精神障害者保健福祉手帳所持者数 1,312人

サービス	区分	事業所 (2023(令和5)年 12.1現在)		2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	
		事業所数	定員	利用者数	利用者数				サービス量	サービス量				
訪問系	居宅介護	20	—	208	219	227	235	人	2,849	3,049	3,150	3,252	時間	
	重度訪問介護	18	—	7	10	11	11		1,588	1,942	2,087	2,102		
	同行援護	4	—	21	23	25	27		180	237	254	271		
	行動援護	4	—	22	27	29	31		201	242	256	271		
	重度障害者等包括支援	0	—	0	0	0	0		0	0	0	0		0
日中系	生活介護	9	134	239	244	247	249	人	3,932	4,104	4,135	4,165	人日	
	自立訓練（機能訓練）	0	0	1	5	5	6		6	58	58	63		
	自立訓練（生活訓練）	2	16	16	20	20	20		152	221	221	221		
	就労選択支援	—	—	—	—	8	16		—	—	—	—		—
	就労移行支援	1	7	51	55	61	67		402	461	516	571		
	就労継続支援（A型）	10	170	219	245	261	280		3,654	4,219	4,498	4,810		
	就労継続支援（B型）	22	471	474	493	508	524		7,212	7,760	7,982	8,203		
	就労定着支援	4	—	9	11	12	12		—	—	—	—		—
療養介護	2	245	50	53	54	54	—	—	—	—	—			
居住系	短期入所	15	—	40	50	53	56	人	97	159	194	233	人日	
	自立生活援助	0	—	1	2	2	2		—	—	—	—		
	グループホーム	77	450	275	304	321	338		—	—	—	—		
相談支援	施設入所支援	4	260	151	149	148	147	人	—	—	—	—	—	
	計画相談支援	21	—	909	951	987	1,025		—	—	—	—		
	地域移行支援	2	—	1	4	4	4		—	—	—	—		
	地域定着支援	2	—	3	5	5	5		—	—	—	—		

【現状と課題】

福岡県に隣接する地域であり、サービス全般において福岡県の事業所を利用する方が多いと言われております。訪問系サービス事業所が久留米市等の隣接地域に多いこともあり、圏域内には少ない状況です。

グループホームについては、圏域内において偏りがあります。

③北部障害保健福祉圏域

【概要】

市 町：唐津市、玄海町

人 口：118,102人（令和5年11月1日現在）

障害者数：8,631人（令和4年度末現在手帳所持者数）

身体障害者手帳所持者数	6,231人
療育手帳所持者数	1,395人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,005人

サービス	区分	事業所 (2023(令和5)年 12.1現在)		2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位
		事業所数	定員	利用者数	利用者数				サービス量	サービス量			
訪問系	居宅介護	7	—	112	132	140	148	時間	1,508	1,584	1,680	1,776	
	重度訪問介護	7	—	2	3	3	3		1,004	1,134	1,134	1,134	
	同行支援	3	—	15	16	16	17		95	108	108	113	
	行動支援	0	—	2	2	2	2		8	8	8	8	
	重度障害者等包括支援	0	—	0	0	0	0		0	0	0	0	
日中系	生活介護	6	133	348	348	338	328	人	6,657	6,653	6,463	6,273	
	自立訓練（機能訓練）	0	0	1	2	2	2		8	15	15	15	
	自立訓練（生活訓練）	0	0	1	2	3	4		14	27	40	53	
	就労選択支援	—	—	—	—	16	31		—	—	—	—	
	就労移行支援	2	12	11	13	16	18		172	224	288	322	
	就労継続支援（A型）	7	95	116	121	123	126		2,160	2,260	2,298	2,351	
	就労継続支援（B型）	23	457	448	478	509	540		7,602	8,155	8,630	9,155	
	就労定着支援	0	—	2	4	5	6		—	—	—	—	
	療養介護	1	45	55	56	56	56		—	—	—	—	
短期入所	10	—	36	45	52	60	259	321	368	424			
居住系	自立生活援助	0	—	0	1	1	2	—	—	—	—	—	
	グループホーム	25	173	218	222	226	230	—	—	—	—		
	施設入所支援	2	112	226	224	219	214	—	—	—	—		
相談支援	計画相談支援	12	—	1,072	1,276	1,378	1,480	—	—	—	—	—	
	地域移行支援	2	—	1	7	13	19	—	—	—	—		
	地域定着支援	2	—	3	4	4	5	—	—	—	—		

【現状と課題】

日中系サービス事業所やグループホーム等の居住系サービス事業所が不足しています。

圏域内の各サービス提供事業所が唐津市中心部に集中しており、圏域内での広がりが求められています。

④西部障害保健福祉圏域

【概要】

市 町：伊万里市、有田町

人 口：69,174人（令和5年11月1日現在）

障害者数：5,284人（令和4年度末現在手帳所持者数）

身体障害者手帳所持者数	3,783人
療育手帳所持者数	869人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	632人

サービス	区分	事業所 (2023(令和5)年 12.1現在)		2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	
		事業所数	定員	利用者数	利用者数				サービス量	サービス量				
訪問系	居宅介護	6	—	125	148	157	167	人	1,421	1,604	1,656	1,711	時間	
	重度訪問介護	4	—	3	3	3	3		1,178	650	650	650		
	同行支援	3	—	15	17	17	17		131	110	110	110		
	行動支援	0	—	4	12	12	12		58	184	184	184		
	重度障害者等包括支援	0	—	0	0	0	0		0	0	0	0		
日中系	生活介護	8	113	222	229	232	235	人	4,161	4,485	4,550	4,617	人日	
	自立訓練（機能訓練）	0	0	2	3	3	3		21	32	32	32		
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	2	2	2		0	6	6	6		
	就労選択支援	—	—	—	—	4	9		—	—	—	—		—
	就労移行支援	1	6	9	11	11	11		115	128	128	128		
	就労継続支援（A型）	4	50	61	70	70	70		1,168	1,425	1,425	1,425		
	就労継続支援（B型）	15	346	298	313	321	330		4,994	5,195	5,348	5,607		
	就労定着支援	1	—	16	14	14	14		—	—	—	—		—
居住系	療養介護	0	0	28	28	28	28	—	—	—	—	—		
	短期入所	8	—	40	42	44	47	326	344	347	352	人日		
	自立生活援助	1	—	14	18	20	23	—	—	—	—	—		
相談支援	グループホーム	27	174	162	180	196	215	—	—	—	—	—		
	施設入所支援	2	170	132	131	129	127	—	—	—	—	—		
	計画相談支援	8	—	208	229	232	235	—	—	—	—	—		
	地域移行支援	1	—	1	6	6	6	—	—	—	—	—		
	地域定着支援	1	—	6	9	9	9	—	—	—	—	—		

【現状と課題】

全般的にサービスを提供する事業所が少なく、特に、訪問系サービス、日中系サービスの生活介護及び居住系サービスのグループホームについては、不足することが見込まれています。

⑤南部障害保健福祉圏域

【概要】

市 町：武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町

人 口：142,671人（令和5年11月1日現在）

障害者数：12,751人（令和4年度末現在手帳所持者数）

身体障害者手帳所持者数	9,435人
療育手帳所持者数	2,050人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,266人

サービス	区分	事業所 (2023(令和5)年 12.1現在)		2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位
		事業所数	定員	利用者数	利用者数				サービス量	サービス量			
訪問系	居宅介護	20	—	251	268	280	292	人	3,721	3,976	4,153	4,312	時間
	重度訪問介護	16	—	6	6	6	7		117	123	123	193	
	同行援護	6	—	24	31	32	32		337	382	395	395	
	行動援護	6	—	21	24	26	28		449	476	501	561	
	重度障害者等包括支援	0	—	0	0	0	0		0	0	0	0	
日中系	生活介護	13	188	470	479	483	488	人	9,272	9,292	9,360	9,443	人日
	自立訓練（機能訓練）	0	0	4	6	6	7		20	52	52	67	
	自立訓練（生活訓練）	0	0	7	7	6	7		75	106	86	266	
	就労選択支援	—	—	—	—	10	22		—	—	—	—	
	就労移行支援	4	30	30	30	33	36		273	304	352	379	
	就労継続支援（A型）	9	140	184	186	191	197		3,360	3,463	3,548	3,633	
	就労継続支援（B型）	33	661	694	718	737	759		11,577	11,957	12,294	12,670	
	就労定着支援	2	—	1	4	4	4		—	—	—	—	
	療養介護	0	0	72	71	71	71		—	—	—	—	
短期入所	18	—	93	106	109	113	553	662	682	712			
居住系	自立生活援助	0	—	0	3	3	3	—	—	—	—	—	
	グループホーム	57	361	308	317	327	336	—	—	—	—		
	施設入所支援	6	284	314	304	291	284	—	—	—	—		
相談支援	計画相談支援	19	—	1,004	1,046	1,071	1,099	—	—	—	—	—	
	地域移行支援	2	—	3	6	8	9	—	—	—	—		
	地域定着支援	2	—	1	4	4	4	—	—	—	—		

【現状と課題】

県内で2番目に障害者数、事業所数ともに多い圏域ですが、利用者の増加に比べて事業所は増加していません。特に、日中系サービスの生活介護事業所が不足しており、サービスの充実を図る必要があります。

(3) 障害児支援の取組

乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

■障害児支援サービスの量（1月あたり）

サービス	区分	事業所 (2023(令和5)年 12.1現在)		2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位	2022 (令和4)年度 (実績)	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	単位
		事業所数	定員	利用者数	利用者数				サービス量	サービス量			
中部	児童発達支援	67	688	656	943	1,134	1,365	人	3,962	5,815	7,015	8,453	
	放課後等デイサービス	107	1,041	1,359	1,718	1,926	2,163		15,850	19,852	22,274	25,004	
	保育所等訪問支援	6	—	16	21	23	25		9	12	13	14	
	居宅訪問型児童発達支援	1	—	7	10	11	12		16	35	38	40	
	障害児相談支援	28	—	1,279	1,723	1,999	2,324		—	—	—	—	
東部	児童発達支援	35	358	469	516	536	561	人	2,664	3,228	3,402	3,627	
	放課後等デイサービス	47	480	766	1,025	1,169	1,333		7,941	11,244	12,818	14,608	
	保育所等訪問支援	7	—	36	49	57	67		47	69	82	98	
	居宅訪問型児童発達支援	1	—	0	2	2	2		0	10	10	10	
	障害児相談支援	20	—	1,019	1,129	1,191	1,261		—	—	—	—	
北部	児童発達支援	13	139	196	211	223	235	人	1,119	1,212	1,282	1,352	
	放課後等デイサービス	24	230	310	483	514	547		3,149	4,921	5,280	5,615	
	保育所等訪問支援	3	—	15	13	16	19		5	5	6	7	
	居宅訪問型児童発達支援	0	—	0	1	2	3		0	5	10	15	
	障害児相談支援	9	—	452	524	561	598		—	—	—	—	
西部	児童発達支援	11	100	95	105	108	111	人	502	584	604	625	
	放課後等デイサービス	10	90	185	193	200	207		1,497	1,634	1,659	1,685	
	保育所等訪問支援	1	—	7	7	8	8		7	7	8	8	
	居宅訪問型児童発達支援	0	—	1	1	1	1		1	1	1	1	
	障害児相談支援	5	—	83	95	98	101		—	—	—	—	
南部	児童発達支援	16	165	248	257	264	272	人	1,082	1,235	1,266	1,320	
	放課後等デイサービス	28	275	393	439	465	485		3,878	4,343	4,588	4,796	
	保育所等訪問支援	4	—	18	22	23	25		22	17	18	20	
	居宅訪問型児童発達支援	1	—	4	6	6	6		16	21	21	21	
	障害児相談支援	16	—	340	372	392	413		—	—	—	—	
県全域	児童発達支援	142	1,450	1,664	2,032	2,265	2,544	人	9,329	12,074	13,569	15,377	
	放課後等デイサービス	216	2,116	3,013	3,858	4,274	4,735		32,315	41,994	46,619	51,708	
	保育所等訪問支援	21	—	92	112	127	144		90	110	127	147	
	居宅訪問型児童発達支援	3	—	12	20	22	24		33	72	80	87	
	障害児相談支援	78	—	3,173	3,843	4,241	4,697		—	—	—	—	

※各サービス見込量は市町の障害福祉計画における障害児通所支援、障害児相談支援の見込量をもとに設定したものです。

■障害児入所施設等の必要入所定員総数

障害児入所施設等の必要入所定員総数については、下記のとおりです。

区分	事業所		2024(令和 6)年度	2025(令和 7)年度	2026(令和 8)年度	単位
	事業所数	定員	利用者数	利用者数	利用者数	
福祉型児童入所支援	2	70	38	38	38	人
医療型児童入所支援	5	565	60	60	60	

※「医療型児童入所支援」の事業所定員には、療養介護との一体型定員を含みます。

【現状と課題】

(県全体)

障害児通所支援については、近年、事業所数は着実に増えていますが、利用者も増加しており、依然として事業所が充足気味です。今後も利用者の増加に対して、サービスの供給が不足する見込みです。今後、どの圏域においても利用者の増加が見込まれることから、計画的にサービス提供体制を整備する必要があります。

(中部圏域)

県内で事業所が最も多い圏域ですが、佐賀市に事業所が集中しています。圏域内で事業所が少ない地域におけるサービス提供体制の向上が課題となっています。

(東部圏域)

県内で2番目に事業所が多い圏域で、鳥栖市に事業所が集中しています。福岡県に隣接する圏域で福岡県の利用者も多いことから、圏域内の利用者のニーズを把握し充足するため、圏域内でのサービス提供体制の確保が課題となっています。

(北部圏域)

圏域内の事業所が少なく、特に玄海町では事業所が不足している状況です。今後も利用者の増加が見込まれることから、利用者のニーズを充足するため、圏域内でのサービス提供体制の確保が課題となっています。

(西部圏域)

圏域内の事業所はここ数年で増えつつありますが、今後もサービスの需要は増加が見込まれています。利用者のニーズを充足するため、圏域内でのサービス提供体制の確保が課題となっています。

(南部圏域)

武雄市に事業所が集中しています。全般的に圏域内における事業所の設置に偏りがあります。

今後は、サービス提供体制を確保し、圏域内での偏りをなくすことが課題となっています。

(4) 見込量の確保のための方策

○訪問系サービス

居宅介護従業者等の計画的な養成及び質の向上を図るとともに、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して指定を取るよう促すなど多様な事業者の参入を図り、障害者が身近な地域でサービスを利用できるよう、市町と連携し、事業所の設置が進むよう取り組んでいきます。

○日中活動系サービス・障害児通所支援サービス

身近なところでサービスを受けることができるよう、サービスを提供する事業所が不足している圏域において、市町と連携し、事業所の設置が進むよう取り組んでいきます。

特に、医療的ケア児や重度心身障害児が利用できる通所支援サービスの拡充について、市町と連携し、補助制度を活用しながら、事業所の設置が進むよう取り組んでいきます。

○居住系サービス

障害者が、地域で生活するため、グループホームの設備整備への補助を行い、障害者の住まいの場を確保します。

特に、重度障害者が利用できるグループホームの整備が十分とは言えないといった課題があり、今後計画的な整備が必要になります。

○相談系サービス

サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う者を養成するとともに、質の向上のための研修を実施します。

3. 障害福祉サービス等支援の従事者の確保及び質の向上

(1) 障害福祉人材の確保・定着

職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化を推進し、障害福祉人材の確保・定着を図ります。

(2) サービスの提供に係る人材の研修

障害福祉サービス等支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の提供に係る人材の確保と質の向上を図ります。

①認定調査員等研修

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に介護給付費等の支給決定事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害支援区分認定調査員等の資質向上を図ります。

②居宅介護職員初任者研修

居宅介護の提供に必要な知識、技術を取得しようとする従業者等に対し、研修を行います。

③同行援護、行動援護従業者養成研修

同行援護、行動援護それぞれのサービスの提供に必要な知識、技術を取得しようとする従業者等に対し、研修を行います。

④相談支援従事者初任者、現任、専門研修

障害児者の意向に基づく地域生活を実現するため、必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、相談支援に従事する者の資質の向上を図ります。

⑤サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修

障害福祉サービス事業所や施設、障害児支援事業所において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の養成を行います。

⑥障害者虐待防止・権利擁護研修

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づく制度等に関する知識を深め、障害者の虐待防止及び虐待を受けた障害児者に対する適切な支援を行うため、障害福祉サービス事業所等の管理者、従事者及び障害者相談支援の窓口担当者（市町職員を含む）に対して研修を行います。

⑦介護職員等に対する喀痰吸引等の実施のための研修

介護職員等による喀痰吸引等の制度化に伴い、居宅及び障害者支援施設等において必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等の養成を行います。

⑧強度行動障害支援者養成研修、強度行動障害支援者フォローアップ研修

強度行動障害を有する方に対して適切な支援が行われるよう、強度行動障害を有する方の福祉サービスに携わる職員に対して研修を実施します。

⑨精神障害関係従事者養成研修

日頃から受診する内科等の地域医療に携わる医師（かかりつけ医）に対し、うつ病等精神疾患の早期発見・早期治療による一層の自殺対策の推進を図るために、うつ病等の診断、治療を含む知識・技術及び精神科等の専門の医師や地域の関係者との連携方法等について研修を実施します。

⑩療育支援センターにおける各種研修

障害児の支援に携わる保育所、幼稚園、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、放課後児童クラブ等の職員、特別支援教育関係者等に対し、支援スキルの向上を図るために、障害児支援の基礎知識や技法に関する研修を行います。

研修一覧表

研修名	実施方法	回数	定員 (人)
(1) 認定調査員等研修			
認定調査員研修	県で企画・実施。	1回	—
審査会委員研修		5回	—
主治医研修	県医師会等の協力を受けながら実施。	2回	—
(2) 居宅介護職員初任者研修			
居宅介護職員初任者研修	※介護保険における介護職員初任者研修の研修カリキュラムと同等であることから、介護保険の研修を受講いただくこととしています。	—	—
(3) 同行援護、行動援護従業者養成研修			
同行援護従業者養成研修 (一般課程)	研修事業者を指定することにより実施。	—	20
同行援護従業者養成研修 (応用課程)		—	20
行動援護従業者養成研修		—	20
(4) 相談支援従事者初任者、現任、専門研修			
相談支援従事者初任者研修	国の指導者養成研修修了者等により構成される企画・検討委員会で研修内容等を協議して実施。	1回	100
相談支援従事者現任研修		1回	60
相談支援従事者専門研修		2回	80
(5) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修			
サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修	国の指導者養成研修修了者を中心として研修計画を立てて実施。 また、研修事業者を指定することにより実施。	2回	500
(6) 障害者虐待防止・権利擁護研修			
障害者虐待防止・権利擁護研修	国の指導者養成研修修了者を中心として研修計画を立てて実施。 また、県で企画・実施又は適切な研修事業者に委託して実施。	1回	100

研修名	実施方法	回数	定員 (人)
(7) 介護職員等に対する喀痰吸引等の実施のための研修			
介護職員等に対する喀痰吸引等(特定の者対象)の実施のための研修	研修業務を県で企画・実施又は適切な研修事業者に委託して実施。	2回	60
介護職員等に対する喀痰吸引等(不特定の者対象)の実施のための研修		1回	100
(8) 強度行動障害支援者養成研修、強度行動障害支援者フォローアップ研修			
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	研修事業者を指定することにより実施。	3回	300
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)		2回	200
強度行動障害支援者フォローアップ研修	適切な研修事業者に委託して実施。	4回	20
(9) 精神障害関係従事者養成研修			
かかりつけ医うつ病対応力向上研修	県医師会へ委託して、かかりつけ医等を対象に研修を実施。	2回	200
10) 療育支援センターにおける各種研修			
障害児保育基礎研修(幼稚園・保育園向け)	県で企画・実施。 また、研修内容については、療育支援センター研修検討委員会等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。	1回	60
児童発達支援研修(療育機関向け)		1回	30
障害児保育専門研修		1回	40

(3) 人材の確保及び育成のための関係機関との連携体制

■保健福祉事務所、精神保健福祉センター及び高次脳機能障害支援拠点機関

精神障害者の特性に応じた適切な支援が実施できるよう、保健福祉事務所、精神保健福祉センター及び高次脳機能障害支援拠点機関等との連携を行い、専門分野別の研修等、地域の実情に応じた研修を実施していきます。

■教育機関及び福祉人材・研修センター

学校での福祉教育や、福祉人材・研修センターによる福祉人材の無料職業紹介等の取組により、若年層における障害福祉サービスにかかる理解促進や、障害者支援にかかる人材の確保への支援を行います。

(4) 事業者に対する第三者の評価

社会福祉法第78条において、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされているところであり、県は事業者から提供されるサービスについて、当事者（事業者及び利用者）以外の第三者により評価を行う「さが福祉サービス評価制度」の普及・啓発を図ります。

【評価機関】

- 佐賀県福祉サービス評価・調査センター（佐賀県社会福祉士会）
- 福祉サービス評価センターさが（佐賀県社会福祉協議会）

※さが福祉サービス評価制度・・・事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な評価等機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度。県では平成18年4月から福祉サービス評価制度開始。

(5) 障害福祉サービス等情報公表制度の活用

障害福祉サービス等情報公表制度を活用することにより、事業所を利用する際に障害者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要です。

このため、県は、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組みづくりや普及及び啓発を図ります。

4. 地域生活支援事業等

(1) 県地域生活支援事業

障害児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態の事業を計画的に実施します。

【 必須事業 】

① 専門性の高い相談支援事業

ア 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センター（県内2箇所）は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児者（発達障害の疑いのある児者を含む。以下「発達障害児者」という。）への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関です。発達障害児者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児者とその家族等からのさまざまな相談に応じ、支援と助言を行っています。

また、成人の発達障害の方への支援を専門的に行う発達障害者就労支援センターでは、就労に係る相談や生活全般の相談に応じ、支援と助言を行うとともに、発達障害者を受け入れる一般企業や事業所への研修を行っています。

■ 発達障害者支援センターの支援

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)
相談件数	1,933件	1,574件
発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	1回
関係機関への助言件数	16件	22件
外部機関や地域住民への研修、啓発件数	104件	77件

イ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害者の支援拠点となる機関として佐賀大学医学部附属病院を指定し、専任のコーディネーターを配置し、高次脳機能障害者に対する相談支援、関係機関への情報提供・調整、全国拠点機関等との連絡調整等を行います。

また、福祉的相談支援機関を設置し、就労や障害福祉サービス、日常生活等の相談支援を行います。

その他、高次脳機能障害支援推進委員会を設置し、関係機関との支援ネットワークの充実を図るとともに、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、関係者及び県民対象の研修等を行い、高次脳機能障害者のニーズに応じた支援の推進を図ります。

②専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

ア 手話通訳者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。

佐賀県聴覚障害者サポートセンターで計画的に養成講座を実施し、登録者の確保を図ります。

■手話通訳士・手話通訳者・手話奉仕員登録者数

	2022（令和4）年度末
手話通訳士	10人
手話通訳者	38人
手話奉仕員	44人

イ 要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

佐賀県聴覚障害者サポートセンターで計画的に養成講座を実施し、登録者の確保を図ります。

	2019（令和元）年度末
登 録 者 数	36人

ウ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

エ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

③専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町域を越える広域的な派遣、複数市町の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

（※派遣を受けるには、要件があります。）

イ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

ウ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、市町域を超える広域的な派遣、複数市町の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町での対応が困難な派遣を可能とするため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

④広域的な支援事業

ア 相談支援体制整備事業

障害者の相談支援に関する知識・経験が豊富なアドバイザーを引続き各圏域に配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。

イ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業（災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備）

自然災害、犯罪事件及び航空機・列車事故等の大規模災害後における被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームの養成及び活動を推進します。

ウ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

発達障害児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」（発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する発達障害者支援地域協議会）を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図ります。

【 佐賀県独自の事業 】

⑤サービス・相談支援者、指導者育成事業

- 認定調査員等研修
- 居宅介護職員初任者研修
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護従業者養成研修
- 相談支援従事者初任者、現任、専門研修

○サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修

○音声機能障害者発声訓練指導者養成研修

○精神障害関係従事者養成研修

※上記の研修については、第5章の3サービスの提供に係る人材の研修（P112～P115）に記載しています。

⑥日常生活支援

ア オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業

オストメイトに対して、ストマ用装具に関する講習や社会生活に関する相談会を開催します。

イ 音声機能障害者発声訓練事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行います。

⑦社会参加支援

ア 手話通訳者配置

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を佐賀県聴覚障害者サポートセンターに配置します。

イ 字幕入り映像ライブラリーの提供

字幕又は手話を挿入したDVD等を製作し、佐賀県聴覚障害者サポートセンターにおいて貸し出しを行います。

ウ 点字・声の広報等の発行

視覚障害者に対し、社会生活上必要な情報の提供を行うため、点字による広報誌等を発行します。

エ 点字による即時情報ネットワーク

社会福祉法人日本盲人会連合が発信する新聞情報等を、コンピューターネットワークを用いて受信し、点字情報として視覚障害者に提供します。

オ 障害者等の情報通信技術（ICT）利活用への支援

障害者等の情報通信技術（ICT）の利用機会の拡大や活用能力の向上を図るため、障害者等に対しICT機器等の使用に関する支援を行うICTボランティアの養成やボランティアの派遣などを通じ、障害者等への総合的なサービスを提供します。

カ 佐賀県障害者社会参加推進センターの運営

佐賀県障害者社会参加推進センター（佐賀県身体障害者団体連合会内に設置）の運営に要する経費の一部を助成します。

キ スポーツ大会・練習会の開催

全国障害者スポーツ大会への参加を希望するすべての身体・知的・精神障害者を対象に選考会を開催し、選考後は全国大会参加選手に対して練習会を実施します。

また、参加を希望するすべての身体・知的・精神障害者を対象としたスポーツ大会を開催します。

ク 文化芸術振興

障害者の作品展示・発表の機会を設け、優秀な作品に対して表彰等を行うことにより、障害者の創作意欲を助長するための支援を行います。

(2) 市町村地域生活支援事業

障害児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町を中心に地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態の事業を創意工夫し効率的・効果的に実施します。

①理解促進研修・啓発事業

障害児者の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

②自発的活動支援事業

障害児者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

③相談支援事業

障害児者、障害児の保護者又は障害児者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣や点訳等による支援を行います。

⑦日常生活用具給付等事業

障害児者に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚障害者等の円滑な意思疎通を図ります。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害児者について、外出のための支援を行います。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障害者のために、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能強化を図ります。

⑪任意事業

市町の判断により、障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

(3) 地域生活支援促進事業

障害児者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施します。

① 県地域生活支援促進事業

ア 発達障害児者地域生活支援モデル事業

発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施します。※強度行動障害支援者フォローアップ研修を実施（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）は指定研修事業者により実施）

イ かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害児者が日頃から受診する診療所の主治医等に対して、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施します。

ウ 発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

地域においても発達障害の検査・診断ができる体制の充実を図るため、拠点となる発達障害の専門的医療機関において、診療・診察への陪席や困難事例の共有などの研修を実施します。

エ 発達障害者支援体制整備事業

発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化等を図るとともに、家族支援体制の整備に必要な支援を行います。

オ 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害児者の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

カ 障害者就業・生活支援センター事業

県内4か所（中部、東部、北西部、南部）に設置する障害者就業・生活支援センターにおいて、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。

キ 工賃向上計画支援事業

工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上支援計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援します。

ク 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。

ケ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコール関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

コ 薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

薬物依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

サ ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

シ 「心のバリアフリー」推進事業

市町が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業）との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリー（障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。）を広めるための取組を行います。

ス 特別促進事業

障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応じて実施します。

②市町村地域生活支援促進事業

ア 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害児者の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

イ 特別促進事業

障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応じて市町の判断で実施します。

(4) 協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項）

市町の総合相談窓口等に寄せられた相談から抽出された課題を、地域で解決していくために行われる実務者レベルの定例会議を主体とした協議会です。

テーマに応じた部会や個別支援会議も行われます。佐賀県では全圏域で6つの協議会が設置されています。

【主な機能】

- ・地域における障害児者への支援体制に関する課題の共有
- ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・地域における課題等について、都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・市町から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・障害者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・市町又は県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会の設置、運営

など

■県内各地域における協議会

(2023 (令和5) 年 12 月現在)

保健福祉圏域	名称	事務局	参加市町
中部	佐賀地区自立支援協議会	佐賀市役所	佐賀市 神埼市 吉野ヶ里町
	小城・多久障害者総合支援協議会	多久市役所	多久市 小城市
東部	鳥栖・三養基地域自立支援協議会	鳥栖市役所	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町
北部	北部地域自立支援協議会	唐津市役所 玄海町役場	唐津市 玄海町
西部	伊万里・有田地域自立支援協議会	伊万里市役所 有田町役場	伊万里市 有田町
南部	杵藤地区自立支援協議会	江北町役場	武雄市 鹿島市 嬉野市 大町町 江北町 白石町 太良町
全域	佐賀県自立支援協議会	佐賀県障害福祉課	全市町

■総合相談窓口一覧（令和5年度）

圏域	名称	設置場所	委託先	参加市町
中部	佐賀地区障がい者 総合相談窓口	佐賀市兵庫南 佐賀市兵庫北 佐賀市神園	長光園 ぷらっと さくら	佐賀市 神崎市 吉野ヶ里町
	小城・多久障害者 相談支援センター	小城市保健福祉 センター（桜楽館）	小城市社会福祉協議会	多久市 小城市
東部	鳥栖・三養基地区総合 相談支援センター	キャッチ こころね 若楠療育園	キャッチ こころね 若楠療育園	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町
北部	唐津市障がい者相談支 援センター	唐津市障がい者相談支援 センター （りんく2階）	（直営）	唐津市
	玄海町総合相談窓口	玄海町役場	（直営）	玄海町
西部	伊万里市障がい者生活 支援センター	伊万里市役所別館1階	（直営）	伊万里市
	有田町障害者生活支援 センター	慈光会クレヨンの家	慈光会	有田町
南部	武雄市相談支援センタ ー	旧山内庁舎2階	天童会	武雄市
	嬉野市障がい者等相談 支援窓口	嬉野市役所 嬉野庁舎	たちばな会	嬉野市
	大町町障害者相談支援 センター	大町町総合福祉保健セン ター美郷	たちばな会	大町町
	白石町・江北町障がい 者総合相談支援センタ ー	白石町健康センター	たちばな会	江北町 白石町
	鹿島市（市窓口）	鹿島市役所	（直営）	鹿島市
	太良町（町窓口）	太良町役場	（直営）	太良町

用語解説

①訪問系サービス

項目	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護を要するものに、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

項目	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。

自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に雇用契約に基づく就労の機会の提供を行うとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に雇用契約に基づかない就労の機会の提供を行うとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 (令和7年10月1日施行予定)
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要する人に、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、介護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話を提供します。
短期入所	居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行います。

③居住系サービス

項目	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応など、必要なサービスを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障害者に、共同生活を営む住居において、家事等の日常生活支援や日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整などの支援を行います。
施設入所支援	生活介護、自立訓練又は就労移行支援等を利用している方に、日中活動とあわせて、夜間等における食事、入浴、排せつ等の介護を行います。

④相談支援

項目	内容	
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方、精神科病院に入院している方又は矯正施設に入所している方等に、住居の確保、在宅での福祉サービス利用等の助言等、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	在宅で単身生活する方等に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービスの申請等に係る障害のある方の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等の事情を勘案して、「サービス等利用計画案」を作成するとともに、提供される障害福祉サービスが適切かどうかを定期的にモニタリングし、関係者との連携を図りながら「サービス等利用計画」の見直しを行います。	

⑤障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援

項目		内容
通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	小学校就学前の肢体不自由児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。
入所支援	福祉型障害児入所施設	障害児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障害児を入所させ、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)の申請等に係る障害のある児童の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向等の事情を勘案して、「障害児支援利用計画案」を作成するとともに、提供される障害児通所支援が適切かどうかを定期的にモニタリングし、関係者との連携を図りながら「障害児支援利用計画」の見直しを行います。